

原村国民保護計画

平成19年3月

原 村

目 次

第 1 編 総 論

第 1 章	村の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1	村の責務及び村国民保護計画の位置づけ	1
2	村国民保護計画の構成	1
3	村国民保護計画の見直し、変更手続	1
第 2 章	国民保護措置に関する基本方針	3
第 3 章	関係機関の事務又は業務の大綱等	5
1	村の事務又は業務の大綱	5
2	関係機関の連絡先	5
第 4 章	村の地理的、社会的特徴	6
1	位置及び地形	6
2	気候	6
3	人口	7
4	道路	7
第 5 章	村国民保護計画が対象とする事態	8
1	武力攻撃事態	8
2	緊急処理事態	10

第 2 編 平素からの備えや予防

第 1 章	組織・体制の整備等	13
第 1	村における組織・体制の整備	13
1	村の各課室における平素の業務	13
2	村職員の参集基準等	13
3	消防機関の体制	14
4	国民の権利利益の救済に係る手続等	15
第 2	関係機関との連携体制の整備	15
1	基本的考え方	15
2	県との連携	16
3	近隣市町村との連携	16
4	指定公共機関等との連携	16
5	自主防災組織に対する支援	17

6	ボランティア団体等に対する支援	17
第3	通信の確保	17
第4	情報収集・提供等の体制整備	18
1	基本的考え方	18
2	警報等の伝達に必要な準備	19
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	19
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	20
第5	研修及び訓練	21
1	研修	21
2	訓練	21
第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	23
1	避難に関する基本的事項	23
2	避難実施要領のパターンの作成	24
3	救援に関する基本的事項	24
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	25
5	避難施設の指定への協力	25
6	生活関連等施設の把握等	26
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	27
1	村における備蓄	27
2	村が管理する施設及び設備の整備及び点検等	27
第4章	国民保護に関する啓発	28
1	国民保護措置に関する啓発	28
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	28

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	29
1	事態認定前における緊急事態連絡室の設置及び初動措置	29
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	31
第2章	村対策本部の設置等	32
1	村対策本部の設置	32
2	通信の確保	35
別表1	村対策本部組織構成	37
別表2	村対策本部長の補佐機能の編成	38
別表3	村対策本部業務分掌	39
第3章	関係機関相互の連携	43
1	国・県の対策本部との連携	43
2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	43

3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	43
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	44
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	44
6	村の行う応援等	44
7	ボランティア団体等に対する支援等	45
8	住民への協力要請	45
第4章	警報及び避難の指示等	46
第1	警報の伝達等	46
1	警報の内容の伝達等	46
2	警報の内容の伝達方法	46
3	緊急通報の伝達及び通知	47
第2	避難住民の誘導等	47
1	避難の指示の通知・伝達	47
2	避難実施要領の策定	48
3	避難住民の誘導	50
4	武力攻撃事態等における避難の種類と対応	53
第5章	救 援	55
1	救援の実施	55
2	関係機関との連携	55
3	救援の内容	56
第6章	安否情報の収集・提供	57
1	安否情報の収集	57
2	県に対する報告	58
3	安否情報の照会に対する回答	58
4	日本赤十字社に対する協力	59
第7章	武力攻撃災害への対処	60
第1	武力攻撃災害への対処	60
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	60
2	武力攻撃災害の兆候の通報	60
第2	応急措置等	60
1	退避の指示	60
2	警戒区域の設定	62
3	応急公用負担等	62
4	消防に関する措置等	63
第3	生活関連等施設における災害への対処等	64
1	生活関連等施設の安全確保	64
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	64
第4	NBC攻撃による災害への対処等	65
1	応急措置の実施	65
2	国の方針に基づく措置の実施	65

3	関係機関との連携	65
4	汚染原因に応じた対応	65
5	村長及び消防長の権限	66
6	要員の安全の確保	67
第8章	被災情報の収集及び報告	68
第9章	保健衛生の確保その他の措置	69
1	保健衛生の確保	69
2	廃棄物の処理	69
第10章	国民生活の安定に関する措置	71
1	生活関連物資等の価格安定	71
2	避難住民等の生活安定等	71
3	生活基盤等の確保	71
第11章	特殊標章等の交付及び管理	72

第4編 復旧等

第1章	応急の復旧	75
1	基本的考え方	75
2	公共的施設の応急の復旧	75
第2章	武力攻撃災害の復旧	76
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	77
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	77
2	損失補償及び損害補償	77
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	77

第5編 緊急対処事態への対処

1	緊急対処事態	79
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	79

資料編

〔関係機関等〕

関係機関連絡先一覧	81
原村国民保護協議会委員名簿	84
医療機関一覧	85

〔避難施設〕

避難施設一覧	86
--------------	----

〔協 定〕

協定等一覧	87
-------------	----

〔条 例 等〕

原村国民保護協議会条例	88
原村国民保護対策本部及び原村緊急対処事態対策本部条例	89
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援 の程度及び方法の基準	90
避難実施要領のパターン作成に当たって	96

〔様 式〕

安否情報関係様式	
・様式第1号 安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）	115
・様式第2号 安否情報収集様式（死亡住民）	116
・様式第3号 安否情報報告書	117
・様式第4号 安否情報照会書	118
・様式第5号 安否情報回答書	119
被災情報の報告様式	120
身分証明書のひな型	121

〔そ の 他〕

生活関連等施設の種類の種類	122
火災・災害等即報要領	123
国民保護計画用語集	139

第1編 総論

第1章 村の責務、計画の位置づけ、構成等

村は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、村の責務を明らかにするとともに、村の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 村の責務及び村国民保護計画の位置づけ

(1) 村の責務

村（村長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、村の国民の保護に関する計画（以下「村国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、村の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 村国民保護計画の位置づけ

村は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、村国民保護計画を作成する。

(3) 村国民保護計画に定める事項

村国民保護計画においては、村の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、村が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

2 村国民保護計画の構成

村国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの備えや予防

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧等

第5編 緊急対処事態への対処

資料編

3 村国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 村国民保護計画の見直し

村国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

村国民保護計画の見直しに当たっては、村国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 村国民保護計画の変更手続

村国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、村国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、村議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、村国民保護協議会への諮問及び知事への協議は行わない。）

資料編	・原村国民保護協議会条例	P.88
	・原村国民保護協議会委員名簿	P.84

第2章 国民保護措置に関する基本方針

村は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

村は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

村は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

村は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

村は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

村は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。この協力は国民の自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならないものとする。

また、村は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

村は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

また、村は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(7) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

村は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、村は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

村は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

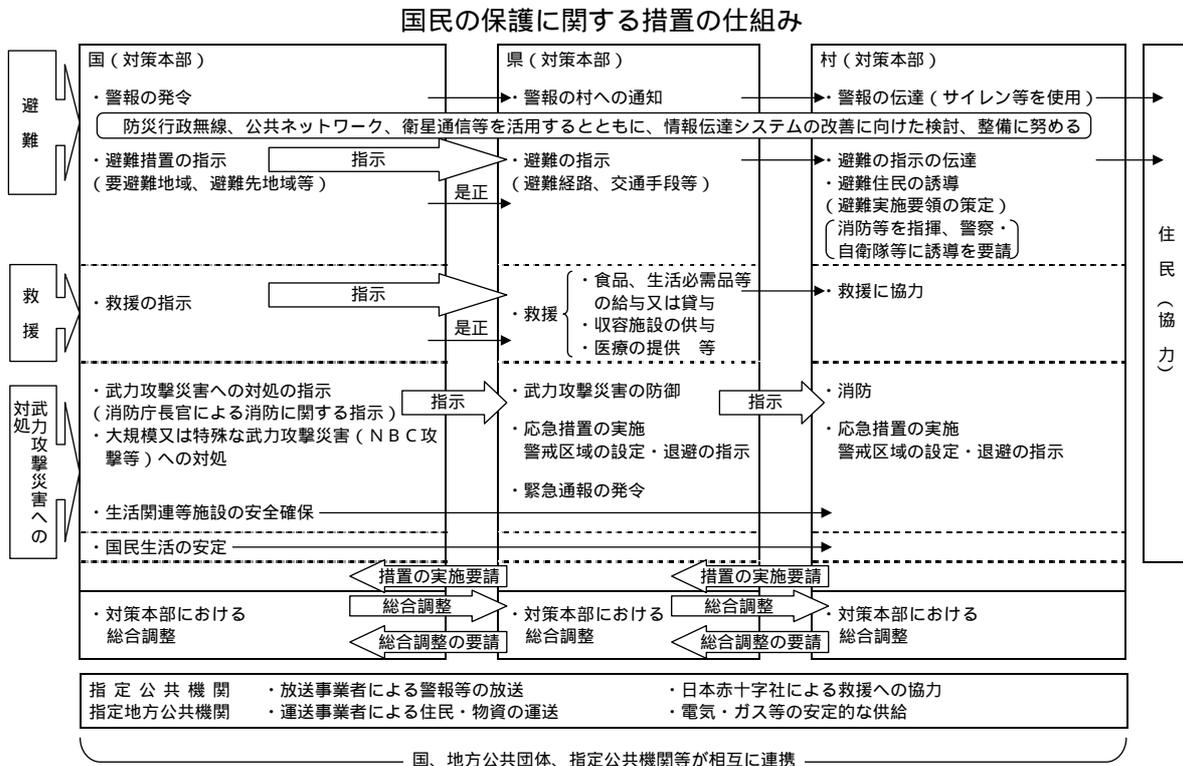
【外国人への国民保護措置の適用】

憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意するものとする。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

村は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における村の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

なお、国、県、村等におけるそれぞれの国民保護措置の仕組みを図示すれば、次のとおりである。



1 村の事務又は業務の大綱

国民保護措置について村は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

機関の名称	事務又は業務の大綱
原 村	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整、その他住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供、その他避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集、その他武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給、その他国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

2 関係機関の連絡先

関係機関の連絡先は、資料編に掲げるとおりである。

資料編	・関係機関連絡先一覧	P.81
-----	------------	------

第4章 村の地理的、社会的特徴

村が国民保護措置を適切に実施するに当たり考慮しておくべき地理的、社会的特徴は、以下のとおりである。

1 位置及び地形

原村は、長野県諏訪盆地の南東、八ヶ岳西麓の標高900～1,300mのなだらかな高原に位置し、北部と西部は茅野市、南部は富士見町とそれぞれ接している。

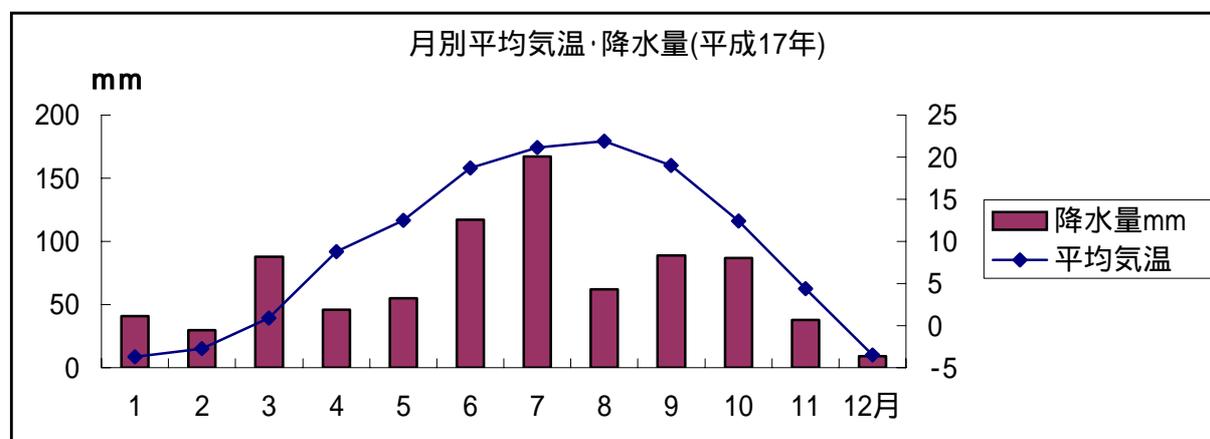
総面積は46.16km²、東西16.2km、南北5.9kmと東西に細長い地形となっており、村域の約40%が山林、約30%が農用地である。また、東に八ヶ岳連峰、北に蓼科山、西に諏訪湖、そのはるか後方に北アルプスを望む、風光明媚な土地柄である。

2 気候

本村の気候は内陸性的特徴を示しており、夏季は避暑に適した冷涼な気候であるが冬季は寒さが厳しく、零下15にもなる。初雪は11月下旬で、根雪期は3か月に及ぶが、積雪は多いときで30cmと少ない。極寒期の12月～2月には40cm～50cm凍上する。降水量は平年値で約1,300mmと比較的少ない。

平成17年の気象（観測地点＝原村）

	降水量 (mm)	最大日降 水量(mm)	平均気温 ()	最高気温 ()	最低気温 ()	平均風速 (m/s)	最大風速 (m/s)	風 向
1月	41.0	19.0	-3.7	6.1	-14.2	1.8	8.0	西北西
2月	30.0	10.0	-2.7	7.1	-12.3	2.0	8.0	西
3月	88.0	33.0	0.9	14.0	-10.9	2.3	7.0	西
4月	46.0	13.0	8.8	25.2	-5.6	2.2	8.0	西南西
5月	55.0	15.0	12.5	26.0	-0.4	2.0	7.0	南
6月	117.0	34.0	18.7	30.8	8.3	1.5	6.0	南
7月	167.0	66.0	21.1	31.1	13.3	1.4	6.0	南
8月	62.0	13.0	21.9	31.2	14.0	1.3	5.0	西
9月	89.0	29.0	19.0	30.2	8.6	1.3	6.0	南
10月	87.0	19.0	12.4	25.9	1.7	1.4	6.0	南
11月	38.0	17.0	4.4	16.1	-6.6	1.7	7.0	西
12月	9.0	8.0	-3.5	7.1	-13.5	2.0	8.0	西
全年	829.0	66.0	9.2	31.2	-14.2	1.7	8.0	



(気象庁データによる)

3 人口

本村の人口は、平成17年の国勢調査で7,456人となっており、世帯数は、2,401世帯となっている。

また、人口の年齢別構成を見ると、年少人口（0～14歳）は1,033人（13.8%）、生産年齢人口（15～64歳）は4,552人（61.0%）、老年人口（65歳以上）は1,871人（25.0%）となっており、65歳以上の親族のいる一般世帯は1,171世帯（48.7%）となっている。

原村の人口構成

総人口			年齢別人口			世帯数
計	男	女	0～14歳	15～64歳	65歳以上	
7,456	3,669	3,787	1,033	4,552	1,871	2,401

(平成17年国勢調査)

4 道路

中央自動車道が村の西部を走っており、長野県道・山梨県道17号茅野北杜葦崎線が村のほぼ中央を横断している。

第5章 村国民保護計画が対象とする事態

村国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている次に掲げる4類型を対象とする。

(1) 着上陸侵攻

ア 特徴

(ア) 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。

(イ) 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高いと考えられる。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。

(ウ) 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、可燃性ガス貯蔵施設など、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。

イ 留意点

事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して当該地域の住民を避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終了した後の復旧が重要な課題となる。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

ア 特徴

(ア) 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダムなどに対する注意が必要である。

(イ) 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば可燃性ガス貯蔵施設などが攻撃された場合には被害の範囲が拡大するおそれがある。また、汚い爆弾（爆薬と放射性物質を組み合わせた爆弾（以下「ダーティボム」という。））が使用される場合がある。

イ 留意点

ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市町村（消防機関を含む。）と県、県警察及び自衛隊が連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は住民を屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全確保の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。

また、事態の状況により、知事の緊急通報の発令、市町村長又は知事の退避の指示又は警戒

区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。

(3) 弾道ミサイル攻撃

ア 特徴

(ア) 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭（「Nuclear」（核）、「Biological」（生物）、「Chemical」（化学））を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。

(イ) 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

イ 留意点

弾道ミサイル攻撃は発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。

(4) 航空攻撃

ア 特徴

(ア) 弾道ミサイルの場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。

(イ) 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。

(ウ) なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。

イ 留意点

(ア) 攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。

(イ) 生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

(5) NBC攻撃

特別な対処が必要となるNBC攻撃（核兵器又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）に関し、以下のとおり、その特徴等を示している。

ア 核兵器等

(ア) 核兵器を用いた攻撃（以下「核攻撃」という。）による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能（物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能）による残留放射線によって生ずる。

(イ) 核爆発によって熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。残留放射線は、爆発時に生じた放射能をもった灰（放射性降下物）からの放射線と、初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線に区分される。このうち及びは、爆心地周辺において被害をもたらすが、の灰（放射性降下物）は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。このため、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必

要となる。

- (ウ) 放射性降下物は、放射能をもった灰であり、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、放射性降下物による被害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される。
- (エ) 放射性降下物が皮膚に付着することによる外部被ばくにより、あるいはこれを吸引することや放射性降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することによる内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。
- (オ) 避難に当たっては、風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物による外部被ばくを抑制するほか、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。
- (カ) 汚染地域への立入制限を確実にし、避難の誘導や医療に当たる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。
- (キ) ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、これらに対する対処が必要となる。

イ 生物兵器

- (ア) 生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。
- (イ) 生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤が否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。
- (ウ) 厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた医療活動、まん延防止を行うことが重要である。

ウ 化学兵器

- (ア) 一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をはうように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。
- (イ) 国、地方公共団体等関係機関の連携の下、原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を適切にして、住民を安全な風上の高台に誘導する等、避難措置を適切にするとともに、汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。
- (ウ) 化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことが重要である。

2 緊急処理事態

村国民保護計画においては、緊急処理事態として、県国民保護計画において想定されている次の事態を対象とする。

- (1) 攻撃対象施設等による分類

ア 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

(ア) 事態例

- ・ 可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
- ・ ダムの破壊

(イ) 被害の概要

a 可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害

爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

b ダムが破壊された場合の主な被害

ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。

(ウ) 留意点

事態が発生した場合は、被害が広範囲にわたって拡大することも想定した退避等が必要となる。

イ 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

(ア) 事態例

- ・ 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破
- ・ 列車等の爆破

(イ) 被害の概要

爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。

(ウ) 留意点

短時間に多数の被災者が発生するため、関係機関による迅速な救出、医療体制を確保する必要がある。

(2) 攻撃手段による分類

ア 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

(ア) 事態例

- ・ ダーティボム等の爆発による放射能の拡散
- ・ 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
- ・ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
- ・ 水源地に対する毒素等の混入

(イ) 被害の概要

a 放射性物質等

- ・ ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。
- ・ ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもある。
- ・ 小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。

b 生物剤（毒素を含む。）による攻撃

- ・ 生物剤の特徴については、生物兵器の特徴と同様である。
- ・ 毒素の特徴については、化学兵器の特徴と類似している。

c 化学剤による攻撃

- ・ 化学剤の特徴については、化学兵器の特徴と同様である。

(ウ) 類似点

二次災害の発生を防止するため、立入禁止区域の設定を迅速に行うとともに、防護服等を有する関係機関による迅速な救出と併せて、特殊な被災状態に対応できる医療体制を確立する必要がある。

イ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

(ア) 事態例

- ・ 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
- ・ 弾道ミサイル等の飛来

(イ) 被害の概要

- a 主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。
- b 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

(ウ) 留意点

多数の被災者が発生するため、関係機関による迅速な救出・医療体制を確立する必要がある。

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 村における組織・体制の整備

村は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要がある。

1 村の各課室における平素の業務

村の各課室は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行うものとし、各課室が実施する業務については、別に定める。

2 村職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

村は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

村は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応するため、諷訪広域消防本部との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに村長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

【村における24時間体制の確保について】

(1) 村部局での対応充実

諷訪広域消防本部との連携を図りつつ、当直等の強化を図るなど、24時間即応可能な体制を整備する。この場合、初動時において迅速に連絡が取れる体制であることが重要である。

(2) 諷訪広域消防本部との連携強化

夜間、休日等における初動連絡体制（警報受領及び現場情報受領、村長その他関係機関への連絡）に限定して諷訪広域消防本部に事務を委ねることが選択肢として考えられる。その際、消防本部を構成する本村においては、初動の連絡を受領次第速やかに対応体制をとることとし、担当職員が登庁後は村が諷訪広域消防本部から引き継ぎ、国民保護措置を実施することとする。この場合、諷訪広域消防本部は、特に村長への連絡を迅速に行うよう留意するとともに、平素から、村と諷訪広域消防本部との連携を密にし、村の庁内体制の整備や職員への周知を十分実施しておく。

(3) 村の体制及び職員の参集基準等

村は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、村長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【職員参集基準】

体 制	参 集 基 準
総務課体制	総務課国民保護担当職員が参集

緊急事態連絡室体制	原則として、村国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
村国民保護対策本部体制	すべての村職員が本庁又は出先機関等に参集

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準	体制
事態認定前	村の全課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	
	村の全課室での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	
事態認定後	村国民保護対策本部設置の通知がない場合	村の全課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合
		村の全課室での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）
	村国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	

(4) 職員への連絡手段の確保

村対策本部員、総務課国民保護担当職員及び初動に当たる職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 職員の参集が困難な場合等の対応

村対策本部員、総務課国民保護担当職員及び初動に当たる職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の代替の職員を指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

(6) 参集した職員の服務基準

前記(3) から の体制ごとの、参集した職員の行うべき所掌事務は、次のとおりである。

体制	所掌事務
総務課体制	1 関係機関との連絡調整、情報収集に関すること。 2 総務課長への報告に関すること。 3 状況により速やかな体制の移行を図ること。
緊急事態連絡室体制	村国民保護対策本部体制に準じ、所掌事務第3編第2章別表3に準ずる。
村国民保護対策本部体制	第3編第2章別表3のとおりとする。

(7) 交代要員等の確保

村は、防災に関する体制を活用しつつ、村国民保護対策本部（以下「村対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

交代要員の確保
その他職員の配置

食料、燃料等の備蓄

自家発電設備の確保

仮眠設備等の確保 等

3 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、村における参集基準と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集を定めるものとする。その際、村は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、

一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備するものとする。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、村は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、村は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

村は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理する体制を整備する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。(法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事。(法第81条第3項)
	土地等の使用に関する事。(法第82条)
	応急公用負担に関する事。(法第113条第1項、第5項)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1項、第3項、第80条第1項、第115条第1項、第123条第1項)
不服申立てに関する事。(法第6条、第175条)	
訴訟に関する事。(法第6条、第175条)	

枠内の「法」とは、国民保護法をいう。

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

村は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書(公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等)を、原村文書規程(平成16年訓令第6号)等の定めるところにより適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実に出来るよう、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

村は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

村は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

村は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制を活用

し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

村は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

村は、「避難」、「救援」等の個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、村国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

村は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

資料編 ・ 関係機関連絡先一覧 P.81

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 村国民保護計画の県への協議

村は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と村の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

村長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近隣市町村との連携

(1) 近隣市町村との連携

村は、近隣市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近隣市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防衛、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近隣市町村相互間の連携を図る。

資料編 ・ 関係機関連絡先一覧 P.81
・ 協定等一覧 P.87

(2) 消防機関の連携体制の整備

村は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近隣市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

村は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

資料編 ・ 関係機関連絡先一覧 P.81

(2) 医療機関との連携

村は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

資料編 ・ 医療機関一覧 P.85

(3) 関係機関との協定の締結等

村は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、村は、村内事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 自主防災組織に対する支援

武力攻撃災害が発生した場合には、被害の防止や軽減が迅速かつ効果的に実施されるよう、地域住民で組織する自主防災組織の役割は重要となる。

このため、村は、防災のための連携体制を踏まえ、自主防災組織の核となるリーダーの研修、防災資機材等の配備、訓練の実施等を行い、自主防災組織の育成強化に努める。

また、自主防災活動への女性の参加促進にも努める。

6 ボランティア団体等に対する支援

地震など大規模な自然災害が発生した場合において、ボランティアによる活動が大きな役割を果たすことが明らかにされている。武力攻撃災害の発生した場合においても同様な役割が期待される。このため、村は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社長野県支部、村社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備に努める。

第3 通信の確保

村は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等に努める。

(1) 非常通信体制の整備

村は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るため、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

村は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルート多重化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

(3) 電気通信設備の優先使用

村は、国民保護措置に関する情報伝達で最優先に確保すべき通話について、一般加入電話をN T Tの承諾を得て災害時優先電話として利用する。

第4 情報収集・提供等の体制整備

村は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

村は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設・設備面	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・被災現場の状況をヘリコプターテレビシステム等により収集し、県対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努める。
	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用面	・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定し、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
運用面	・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3) 情報の共有

村は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

村は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。(その際、民生委員や社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。)

(2) 防災行政無線の整備

村は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を図る。

(3) 県警察との連携

村は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音(「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防連第17号国民保護運用室長通知)については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 公共施設等に対する警報の伝達のための準備

村は、県から警報の内容の通知を受けたときに村長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する公共施設等多数の者が利用する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(6) 民間事業者からの協力の確保

村は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式

村は、避難住民及び武力攻撃災害により負傷し、又は死亡した住民の安否情報(以下参照)に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。)第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報収集様式により収集を行い、第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、県に報告する。

【収集・報告すべき情報】

1 避難住民・負傷住民

氏名

フリガナ

出生の年月日

男女の別

住所（郵便番号を含む。）

国籍

～ のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）

負傷（疾病）の該当

負傷又は疾病の状況

現在の居所

連絡先その他必要情報

親族・同居者への回答の希望

知人への回答の希望

親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意

2 死亡住民

（上記 ～ に加えて）

死亡の日時、場所及び状況

遺体が安置されている場所

連絡先その他必要情報

～ を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対し回答することへの同意

資料編	・安否情報関係様式	様式第1号	安否情報収集様式(避難住民・負傷住民)	P.115
		様式第2号	安否情報収集様式(死亡住民)	P.116
		様式第3号	安否情報報告書	P.117

(2) 安否情報収集のための体制整備

村は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、村における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

村は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

【安否情報システムの整備について】

安否情報の収集、整理及び提供に関しては、国において、今後効率的なシステムを検討し、平成18年度にシステムの開発及び平成19年度より運用する予定となっており、それに併せて都道府県及び市町村における対応等を検討することとしている。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

村は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ

(2) 担当者の育成

村は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 研修及び訓練

村職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、村における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

村は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県自治研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

村は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、e-ラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

【国民保護ポータルサイト】

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

【総務省消防庁ホームページ】

<http://www.fdma.go.jp/>

(3) 外部有識者等による研修

村は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 村における訓練の実施

村は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、自衛隊等との連携を図る。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

ア 村対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び村対策本部設置運営訓練

イ 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練

ウ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ウ 訓練実施の際は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- エ 村は、自治会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- オ 村は、県と連携し、公共施設等多数の者が利用する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- カ 村は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する 平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

村は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

【村対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

住宅地図

（人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ）

区域内の道路網のリスト

（避難経路として想定される高速道路、国道、県道、村道等の道路のリスト）

輸送力のリスト

（バス等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ）

（バス網、保有車両数などのデータ）

避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース）

（避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト）

備蓄物資、調達可能物資のリスト

（備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト）

生活関連等施設等のリスト

（避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの）

関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定

（特に、地図や各種のデータ等は、村対策本部におけるテレビの大画面上にディスプレイできるようにしておくことが望ましい。）

自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧

（代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等）

消防機関のリスト

（消防本部・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先）

（消防機関の装備資機材のリスト）

災害時要援護者の避難支援プラン

資料編	・関係機関連絡先一覧	P.81
	・避難施設一覧	P.86

(2) 近隣市町村との連携の確保

村は、村の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、近隣市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連

携を確保する。

(3) 高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮

村は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難支援プランを活用しつつ、災害時要援護者の避難対策を講ずる。

その際、避難誘導時において、防災・福祉関係部局を中心とした横断的な「災害時要援護者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

【災害時要援護者の避難支援プランについて】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の災害時要援護者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる災害時要援護者の避難支援プランを活用することが重要である（「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（内閣府、平成18年3月改定）参照）。

避難支援プランは、災害時要援護者の避難を円滑に行えるよう、「要援護者支援に係る全体的な考え方」と「要援護者一人一人に対する個別計画」で構成される。

災害時要援護者一人一人の避難支援プランを実施するためには、災害時要援護者情報の把握が不可欠であるが、その方法としては、同意方式、手上げ方式、共有情報方式の3つの方法があり、これらにより取得した情報をもとに一定の条件や考え方にに基づき、支援すべき災害時要援護者を特定し、福祉関係部局と防災関係部局が連携の下で、災害時要援護者各個々人の避難支援プランを策定することとなる（家族構成や肢体不自由の状況、避難支援者や担当している介護保険事業者名などを記載）。

(4) 民間事業者からの協力の確保

村は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

村は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

村は、関係機関（教育委員会などの村の各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防長が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。この場合において、高齢者、障害者、乳幼児等の避難方法等について配慮する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整

村は、県から救援の一部の事務を村において行うこととされた場合や村が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、村の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における村の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく、

(2) 基礎的資料の準備等

村は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に

関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

(3) 村長が実施する救援

村長は、知事との調整の結果、村長が行うこととされた救援に関する措置については、その責務に照らし、迅速に当該救援に関する措置を行うことができるように必要な事項について定めておくものとする。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

村は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

村は、武力攻撃事態等における住民の避難について主体的な役割を担うことから、自ら村内における住民の避難及び緊急物資の運送に関する輸送体制を整備するとともに、県と連携して村内の輸送力、輸送施設に関する情報を把握するものとする。

輸送力に関する情報

保有車両等（定期・路線バス等）の数、定員
本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など

輸送施設に関する情報

道路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）

(2) 運送経路の把握等

村は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する村の区域に係る運送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定への協力

村は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力する。

村は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

【避難施設の指定に当たっての基準】

避難所として学校、公民館、体育館等の施設を指定するほか、応急仮設住宅等の建設用地、救援の実施場所、避難の際の一時集合場所としての公園、広場、駐車場等の施設を指定するよう配慮する。

爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所としてコンクリート造り等の堅固な建築物を指定するよう配慮する。

一定の地域に避難所が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。

危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設は避難施設として指定しないよう配慮する。

物資等の搬入搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等の受け入れ又は救援を行うことが可能な構造又は設備を有する施設を指定するよう配慮する。

車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にある施設を指定するよう配慮する。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

村は、村域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、村は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」(平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官通知)に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

(2) 村が管理する公共施設等における警戒

村は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察との連携を図る。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

村が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 村における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、村としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

(3) 県との連携

村は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 村が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

村は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能性の確保

村は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

村は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

村は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、ラジオ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

村は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

村教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び安全対応能力育成のため、村立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

村は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の村長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、村は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、村は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。（なお、「武力攻撃事態やテロから身を守るために」において応急措置等について記載しており、これらの資料を参照できる。）

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、村は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

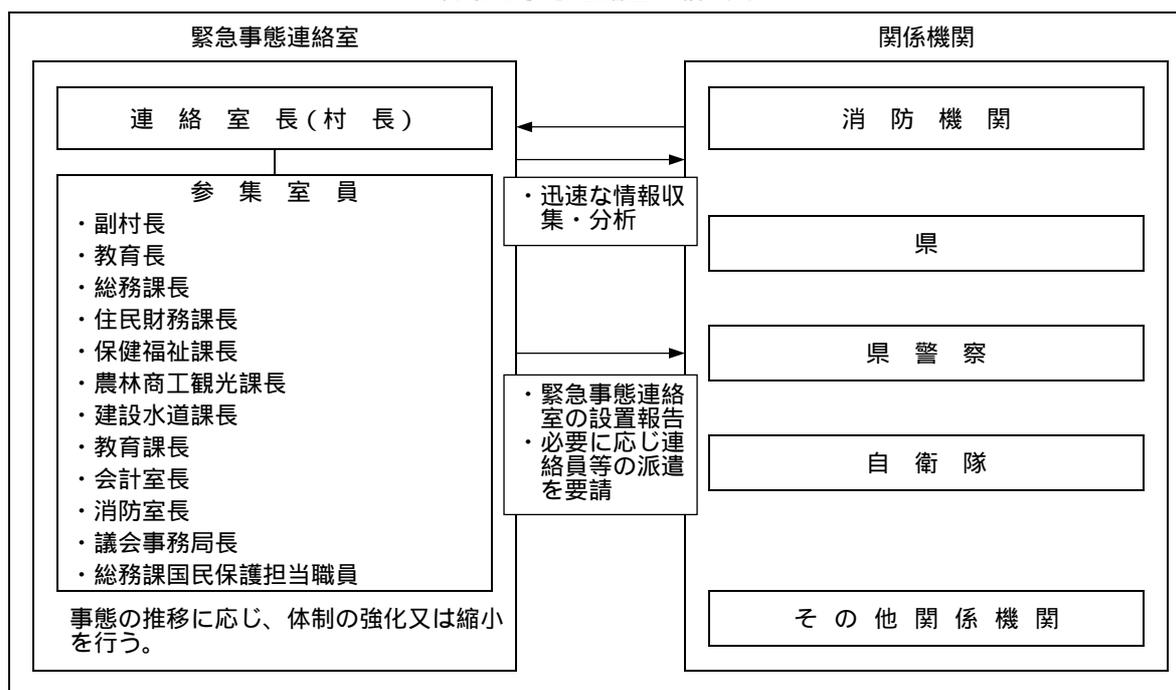
このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、村の初動体制について、以下のとおり定める。

1 事態認定前における緊急事態連絡室の設置及び初動措置

(1) 緊急事態連絡室の設置

村長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合には、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、村としての確かつ迅速に対処するため、「緊急事態連絡室」を設置する。「緊急事態連絡室」は、村対策本部員のうち、国民保護担当課長など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。

村緊急事態連絡室の構成等



住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、村職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ち

にその旨を村長及び幹部職員等に報告する。

消防本部においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立するものとする。

「緊急事態連絡室」は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合、緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

(2) 初動措置の確保

村は、「緊急事態連絡室」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法（昭和23年法律第186号）に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、村長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

村は、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、村に対し、村対策本部の設置の指定がない場合においては、村長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(3) 関係機関への支援の要請

村長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

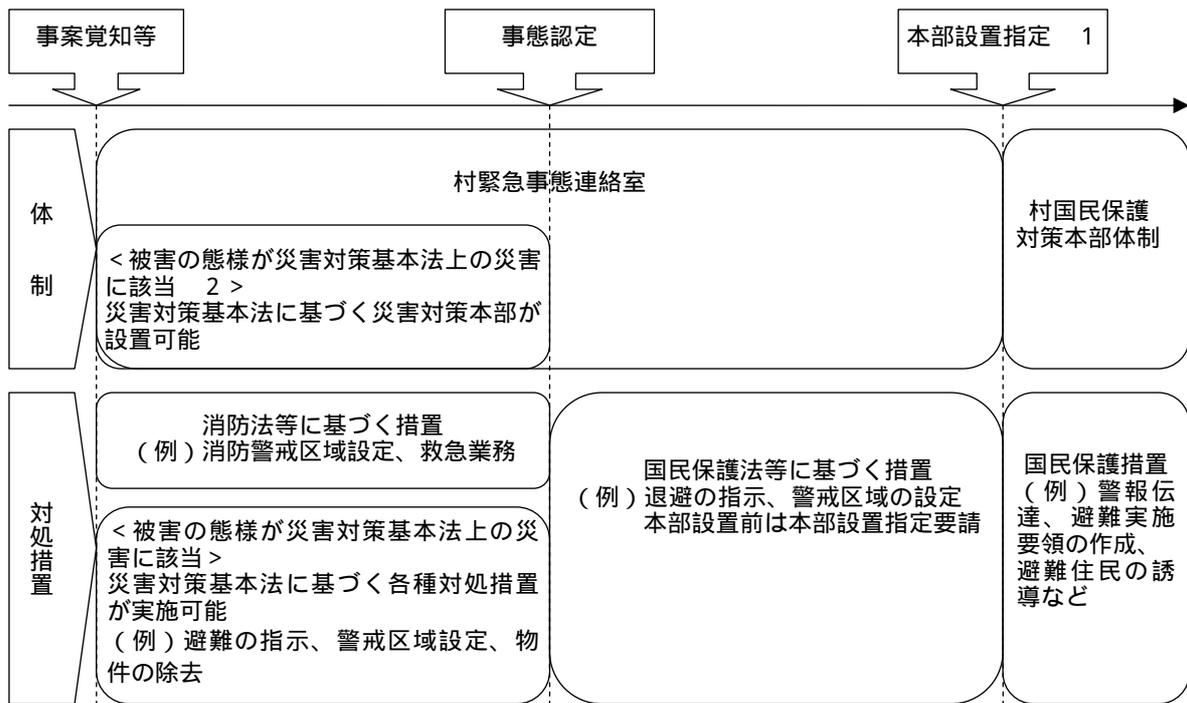
(4) 対策本部への移行に要する調整

「緊急事態連絡室」を設置した後に政府において事態認定が行われ、村に対し、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合については、直ちに村対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「緊急事態連絡室」は廃止する。

【災害対策基本法との関係について】

災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対処することを想定した法律ではないことにかんがみ、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合には、直ちに村対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。また、村対策本部長は、村対策本部に移行した旨を村関係課に対し周知徹底する。

村対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。



- 1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。
- 2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

村は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが本村に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、村長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、担当課体制を立ち上げ、又は緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、村長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、村の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

【消防庁における体制】

消防庁においては、武力攻撃等の兆候に関する情報を入手した場合には、官邸危機管理センターの対応状況も踏まえ、消防庁情報連絡室を設置するとともに、県に対し連絡することとされている。また、発生した災害の状況が不明であり、武力攻撃等の生起の可能性が高いと判断される場合等には、緊急事態連絡室を設置するとともに、県に連絡することとしている。

第2章 村対策本部の設置等

村対策本部を迅速に設置するため、村対策本部を設置する場合の手順や村対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 村対策本部の設置

(1) 村対策本部の設置の手順

村対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知

村長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知を受ける。

村長による村対策本部の設置

指定の通知を受けた村長は、直ちに村対策本部を設置する（事前に緊急事態連絡室を設置していた場合は、村対策本部に切り替える。）

村対策本部員及び村対策本部職員の参集

村対策本部担当者は、村対策本部員、村対策本部職員等に対し、一斉参集システム等の連絡網を活用し、村対策本部に参集するよう連絡する。

【一斉参集システム】

大規模災害発生時等において、災害種別、規模等を選択することにより、事前に設定した職員（携帯電話等）に対して参集のための災害発生の通知を行うシステム

村対策本部の開設

村長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市町村対策本部を設置すべき市町村の指定を受けた場合、次の施設に村対策本部を開設するとともに、村対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）

村長は、村対策本部を設置したときは、村議会に村対策本部を設置した旨を連絡する。

村対策本部開設場所

施設名	所在地	電話番号	FAX番号
原村役場庁舎	原村6549番地1	0266-79-2111	0266-79-5504

本部長職務代理者

本部長が不在、登庁困難又は登庁に時間を要する場合は、次の順位で職務を代理する。

第1順位 副村長

第2順位 教育長

第3順位 総務課長

交代要員等の確保

村は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

本部の代替機能の確保

村は、村対策本部が被災した場合等村対策本部を村庁舎内に設置できない場合に備え、村対策本部の予備施設を次のとおり指定する。

また、村の区域外への避難が必要で、村の区域内に村対策本部を設置することができない場合には、知事と村対策本部の設置場所について協議を行う。

対策本部予備施設

施設名	所在地	電話番号	FAX番号
原村中央公民館	原村12080番地	0266 79 4815	0266 79 4815

(2) 市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の要請等

村長は、村が市町村対策本部を設置すべき市町村の指定が行われていない場合において、村における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定を行うよう要請する。

(3) 村対策本部の組織構成、機能及び業務分掌

村対策本部の組織構成、機能及び各組織の業務分掌は別表1から別表3までのとおりとする。

資料編 ・ 原村国民保護対策本部及び原村緊急対処事態対策本部条例 P.89

(4) 村対策本部における広報等

村は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぎ、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、村対策本部における広報広聴体制を整備する。

【村対策本部における広報体制】

広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」は、総務課長をもって充てる。

広報手段

広報誌、テレビ・ラジオ・CATV放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

留意事項

ア 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。

イ 村対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、村長自ら記者会見を行うこと。

ウ 県と連携した広報体制を構築すること。

その他関係する報道機関

報道機関名	所在地	電話番号
日本放送協会長野放送局松本支局	松本市深志3 10 3	0263-33-4700
株式会社長野放送諏訪支局	諏訪市諏訪1 6 1	0266-53-4532
長野エフエム放送株式会社	松本市本庄1 13 5	0263-33-4400
長野朝日放送株式会社諏訪支局	諏訪市諏訪1 6 1	0266-57-0080
信越放送株式会社諏訪放送局	諏訪市高島3 1201	0266-52-1518
エルシーブイ株式会社	諏訪市四賀821	0266-53-3833

(5) 村現地対策本部の設置

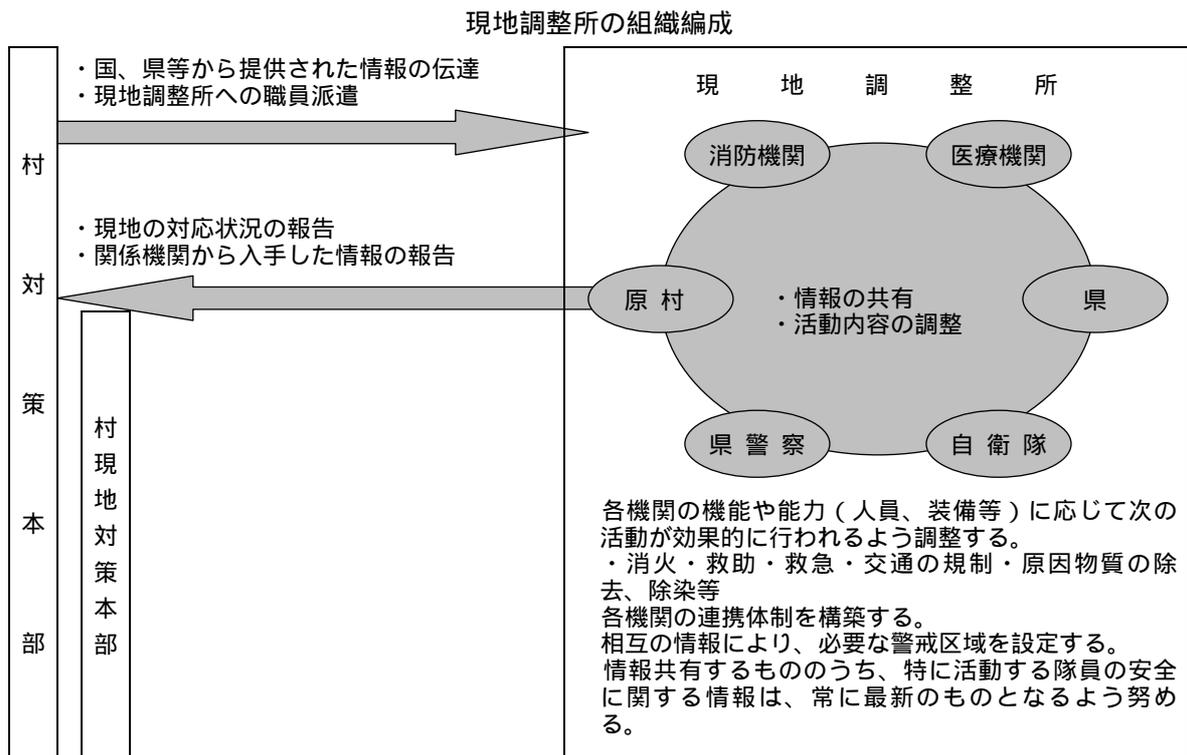
村長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との

連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、村対策本部の事務の一部を行うため、村現地対策本部を設置する。

村現地対策本部長や村現地対策本部員は、村対策副本部長、村対策本部員その他の職員のうちから村対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

村長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し（関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し）、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。



【現地調整所の性格について】

現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである（例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられる。）

現地調整所は、事態発生現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。

現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。

現地調整所の設置により、村は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可

能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。

現地調整所については、必要と判断した場合には、村における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う村が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、村の職員を積極的に参画させることが必要である（このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、村は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることが必要である。）

（注）現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは、困難であるが、村は、国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、意見交換を行うことが重要である。

（7）村対策本部長の権限

村対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

村の区域内の国民保護措置に関する総合調整

村対策本部長は、村の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、村が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

県対策本部長に対する総合調整の要請

村対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、村対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、村対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

情報の提供の求め

村対策本部長は、県対策本部長に対し、村の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

村対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、村の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

村教育委員会に対する措置の実施の求め

村対策本部長は、村教育委員会に対し、村の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、村対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

（8）村対策本部の廃止

村長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、村対策本部を廃止する。

2 通信の確保

（1）情報通信手段の確保

村は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系村防災行政無線等の移動系通信回線、若しくはインターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、村対策本部と村現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

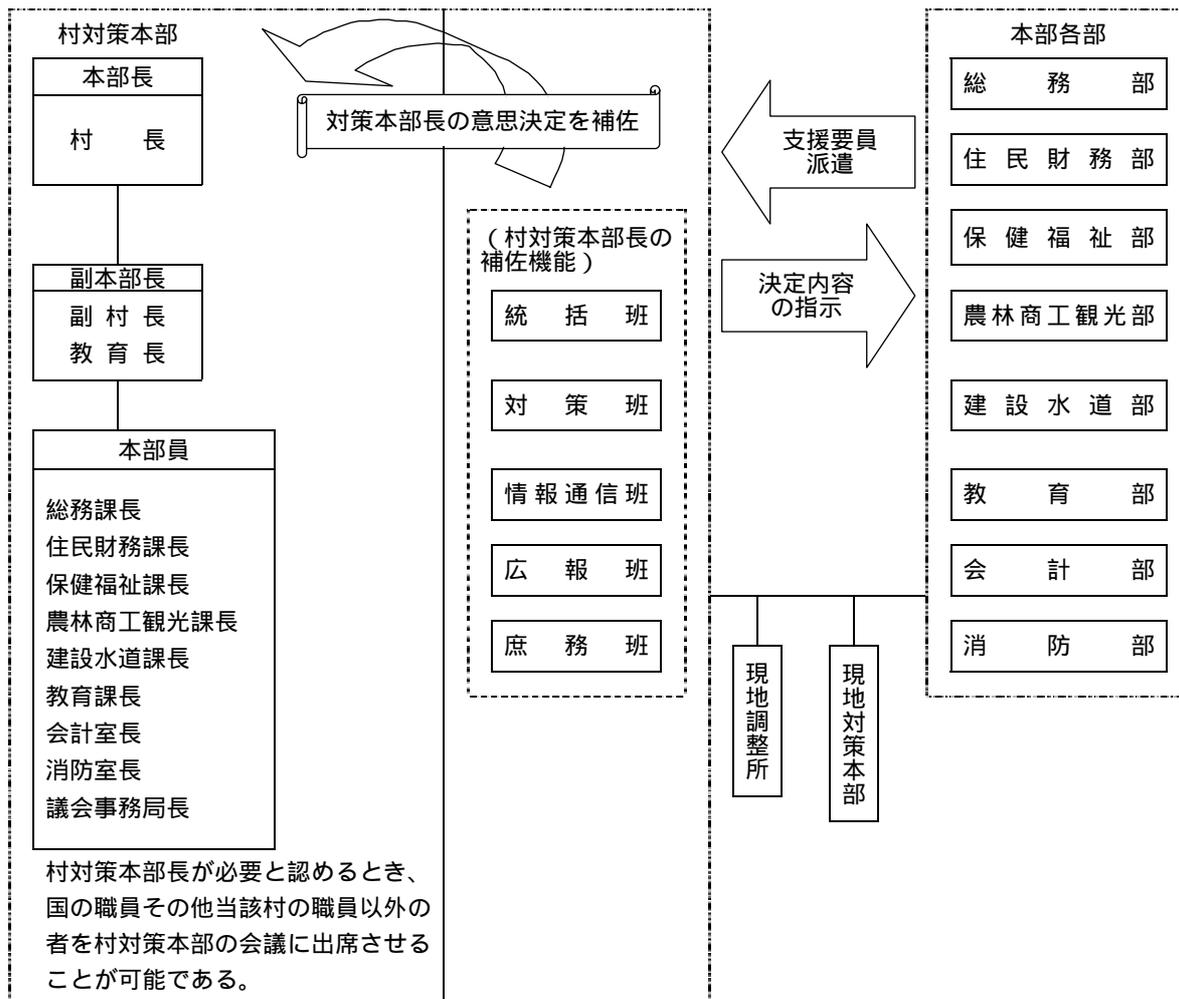
(2) 情報通信手段の機能確認

村は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

村は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

別表1 村対策本部組織構成



村対策本部における決定内容等を踏まえて、各課において措置を実施するものとする（村対策本部には、各課から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。）。

別表2 村対策本部長の補佐機能の編成

班	機能
統括班	<ol style="list-style-type: none"> 1 村対策本部会議の運営に関する事項 2 情報通信班が収集した情報を踏まえた村対策本部長の重要な意思決定に係る補佐 3 村対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示
対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 村が行う国民保護措置に関する調整 2 他の市町村に対する応援の求め、県への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する事項 3 県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項
情報通信班	<ol style="list-style-type: none"> 1 以下の情報に関する国、県、他の市町村等関係機関からの情報収集、整理及び集約 被災情報 避難や救援の実施状況 災害への対応状況 安否情報 その他統括班等から収集を依頼された情報 2 村対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録 3 通信回線や通信機器の確保
広報班	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災状況や村対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動
庶務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 村対策本部員や村対策本部職員のパフォーマンス管理 2 村対策本部員の食料の調達等庶務に関する事項

総務課職員をもって充てる。

別表3 村対策本部業務分掌

部 名 (部 長)	分 掌 業 務
<p>総務部 (総務課長)</p>	<p>〔総務班〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護対策本部の運営全般に関すること。 2 被害状況の統括、収集及び伝達に関すること。 3 避難勧告又は指示に関すること。 4 避難実施要領の策定に関すること。 5 安否情報の収集に関すること。 6 庁舎、通信施設及び公用車の保全、管理全般に関すること。 7 民間車両の調達、運輸業者の応援体制づくり及び連絡、調整に関すること。 8 自衛隊派遣要請に関すること。 9 関係機関、団体に関する協力・応援要請に関すること並びに連絡調整に関すること。 10 区長会の応援体制づくり及び連絡、調整に関すること。 11 職員の動員に関すること。 12 緊急輸送車両に関すること。 13 防災行政無線に関すること。 14 災害弔慰金の支給等に関すること。 15 特殊標章等（赤十字標章を除く。）の交付等に関すること。 16 その他他の部の分担任務に属さない事項に関すること。 <p>〔広報通信班〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 広報活動に関すること。 2 臨時広報紙の発行に関すること。 3 放送・新聞機関との連絡に関すること。 4 有線放送施設の保守、管理に関すること。 5 気象情報等の収集、伝達に関すること。 6 被災者に対する広聴活動に関すること。 7 諏訪広域連合との連絡調整に関すること。 8 災害の記録に関すること。 9 議会において必要とする事務に関すること。 10 総務班の応援に関すること。
<p>住民財務部 (住民財務課長)</p>	<p>〔住民財務班〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策経費の予算措置に関すること。 2 村有財産、公の施設の災害対策及び被害調査に関すること。 3 応急対策物資の購入経理に関すること。 4 被災納税者の減免、徴収猶予に関すること。 5 村民税関係被害の調査、報告に関すること。 6 資産税関係被害の調査、報告に関すること。 7 被災世帯の被害状況の情報収集及び報告に関すること。 8 避難誘導に関すること。 9 避難所の開設及び運営に関すること。 10 避難者の救護及び避難者名簿の作成に関すること。 11 災害時の埋火葬の許可に関すること。 12 り災証明書、その他の証明書の発行に関すること。

	<p>13 死体の捜索及び処理に関すること。</p> <p>14 食料等の確保・調達に関すること。</p> <p>15 被災者等の要望、相談に関すること。</p> <p>16 他の対策部の応援に関すること。</p>
<p>保健福祉部 (保健福祉課長)</p>	<p>〔福祉班〕</p> <p>1 在宅寝たきり高齢者、心身障害(児)者、福祉家庭等の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>2 災害時要援護者の安全確保対策に関すること。</p> <p>3 炊出しその他食品の給与に関すること。</p> <p>4 被服・寝具その他生活必需品の給貸与に関すること。</p> <p>5 救援物資及び見舞金等の配布に関すること。</p> <p>6 日本赤十字奉仕団との連絡に関すること。</p> <p>7 赤十字標章等の申請に関すること。</p> <p>8 保育所、社会福祉施設等の災害対策に関すること。</p> <p>9 保育所、社会福祉施設等の被害状況の調査に関すること。</p> <p>10 社会福祉協議会等との連絡調整に関すること。</p> <p>11 ボランティアの受入れ等に関すること。</p> <p>12 被災世帯に対する生活福祉資金の融資に関すること。</p> <p>13 義援金の配分に関すること。</p> <p>〔保健予防班〕</p> <p>1 救護班・防疫班の編成及び出動に関すること。</p> <p>2 救護所の設置に関すること。</p> <p>3 医薬品等の調達確保に関すること。</p> <p>4 医療・保健施設利用者の避難救助に関すること。</p> <p>5 医療・保健施設の被害状況の調査、応急対策復旧に関すること。</p> <p>6 臨時予防接種に関すること。</p> <p>7 医師会との連絡調整に関すること。</p> <p>〔児童班〕</p> <p>1 保育所児童等の安全確保対策に関すること。</p>
<p>農林商工観光部 (農林商工観光課長)</p>	<p>〔農林班〕</p> <p>1 農業、林業関係の災害対策に関すること。</p> <p>2 農業、林業施設の被害調査に関すること。</p> <p>3 農業、林業施設の応急対策及び復旧に関すること。</p> <p>4 園芸・特産関係の病虫害の発生予防及び防除に関すること。</p> <p>5 応急資機材の調達、確保に関すること。</p> <p>6 営農資金、農林資金等の融資あっせんに関すること。</p> <p>7 被害農家の災害融資及び営農指導に関すること。</p> <p>8 家畜及び畜産施設の被害状況調査に関すること。</p> <p>9 被災家畜の飼料・防疫・診断に関すること。</p> <p>10 死亡獣畜処理に関すること。</p> <p>〔商工観光班〕</p> <p>1 商工観光施設の災害対策に関すること。</p> <p>2 商工観光利用者の安全対策及び復旧に関すること。</p> <p>3 商工観光施設の被害状況調査及び報告に関すること。</p> <p>4 商工観光資金の融資あっせんに関すること。</p>

<p>建設水道部 (建設水道課長)</p>	<p>〔環境班〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被害住宅復興資金に関すること。 2 環境衛生団体の応援体制づくり及び連絡調整に関すること。 3 被災地の清掃、廃棄物の処理に関すること。 4 災害による生活環境の確保に関すること。 <p>〔建設班〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公共土木施設の被害対策・被害状況の調査報告に関すること。 2 公共土木施設の応急対策及び復旧に関すること。 3 公共土木事業及び建築事業関係者への協力依頼に関すること。 4 公共土木施設の危険箇所及び迂回路線等の公示等に関すること。 5 障害物の除去に関すること。 6 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に関すること。 7 土木業者及び土木用重機械類の応援体制づくり並びに連絡調整に関すること。 <p>〔上下水道班〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生活用水の調達・確保に関すること。 2 上下水道施設の災害対策・被害状況調査に関すること。 3 上下水道施設の応急対策及び復旧に関すること。 4 応急給水所の設置及び応急給水の周知に関すること。 5 飲料水の確保及び供給に関すること。 6 給水機器及びその修理資材の確保に関すること。 7 仮設トイレの調達、設置に関すること。
<p>教育部 (教育課長)</p>	<p>〔教育班〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 児童・生徒の安全確保対策及び避難救助に関すること。 2 教育学校関係施設の被害状況の収集及び報告に関すること。 3 災害時の応急教育に関すること。 4 被災児童生徒の把握に関すること。 5 学用品の調達配布に関すること。 6 学校等への避難所開設時の協力に関すること。 7 教職員の災害対策のための確保・動員に関すること。 <p>〔社会教育班〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 社会教育施設等の災害対策・被害状況調査に関すること。 2 社会教育施設等への避難所開設時の協力に関すること。 3 社会教育施設等利用者の安全対策及び避難救助に関すること。 4 災害時の学校給食に関すること。 5 被災生徒の育英・奨学に関すること。 6 教育関係義援金・義援物資の受付等に関すること。 7 文化財の災害対策に関すること。 8 文化財の被害状況の調査、報告及び災害対策に関すること。
<p>会計部 (会計室長)</p>	<p>〔会計班〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 救援物資の調達に関すること。 2 災害応急救助費の出納に関すること。 3 義援金の受付保管に関すること。
<p>消防部 (消防室長)</p>	<p>〔庶務班〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 気象情報等各種情報の収集、報告及び伝達に関すること。 2 消防本部との連絡調整に関すること。 3 応急資機材の調達及び確保に関すること。

4 消防団及び関係機関との連絡調整に関すること。 5 消防施設に関すること。
〔警防予防班〕 1 被災者の救助及び救急活動に関すること。 2 火災、水防の警戒、防御に関すること。 3 行方不明者及び死体の捜索に関すること。 4 被災地の警備に関すること。

第3章 関係機関相互の連携

村は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と村との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

村は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

村は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

村は、村の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、村は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

村は、村の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

村は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、村は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

村長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて当該区域を担当区域とする長野地方協力本部長又は当村を警備地域とする部隊長を通じて、陸上自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする東部方面総監、航空自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする中部航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。

資料編 ・ 原村国民保護協議会委員名簿 P.84

村長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第78条）及び知事の要請に基づく出動

(自衛隊法第81条)により出動した部隊とも、村対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町村長等への応援の要求

村長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。

応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 県への応援の要求

村長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

村が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するとき、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

- ・ 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ・ 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、村は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、村長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 村は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2) 村は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

6 村の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等

村は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、村長は、所定の事項を議会に報告するとともに、村は公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

村は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除

き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

村は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

村は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、村は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

村は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請

村は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

避難住民の誘導

避難住民等の救援

消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

村は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の内容の伝達等

(1) 警報の内容の伝達

村は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（消防団、区（自治会）、社会福祉協議会、農業協同組合、森林組合、商工会、観光協会、病院、診療所、学校等）に警報の内容を伝達する。

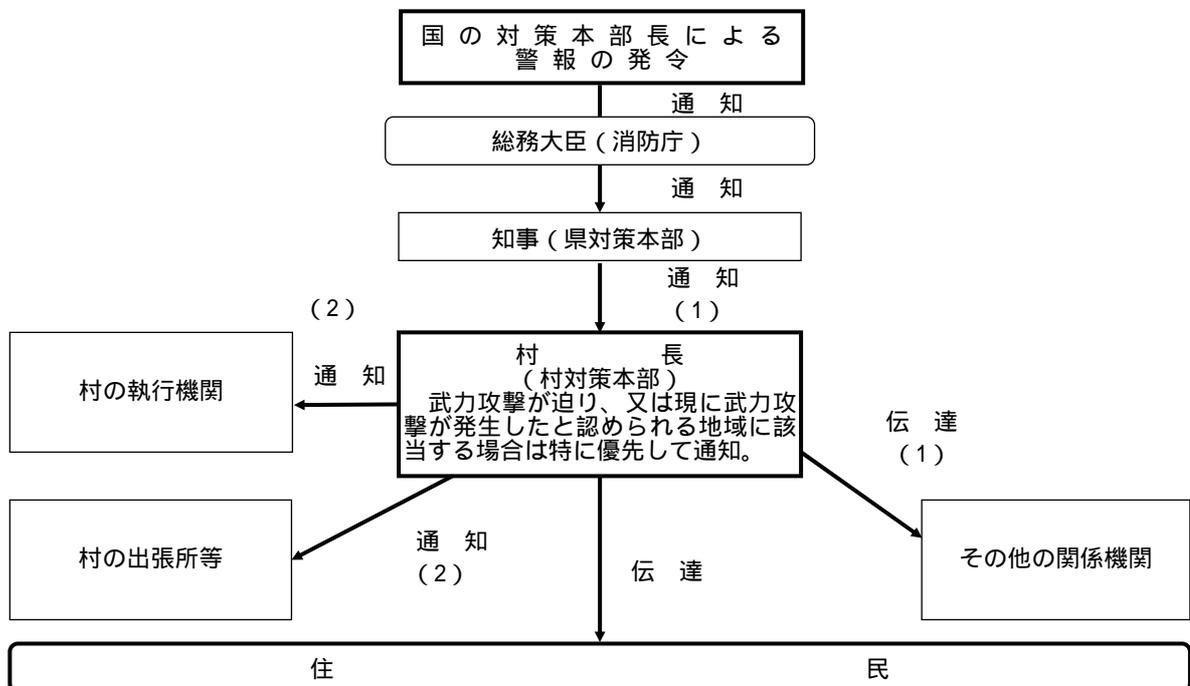
(2) 警報の内容の通知

村は、村の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、地域福祉センター、保育所等）に対し、警報の内容を通知する。

村は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、村のホームページ（<http://www.vill.hara.nagano.jp/>）に警報の内容を掲載する。

村長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みを図示すれば、次のとおりである。

村長から関係機関への警報の通知・伝達



村長は、ホームページに警報の内容を掲載

警報の伝達に当たっては、有線放送等のほか拡声機を活用することなどにより行う。

2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の内容の伝達方法については、当分の間は、現在村が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に村が含まれる場合
この場合においては、有線放送等で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に村が含まれない場合
ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、有線放送やホームページへの掲載等を始めとする手段により、周知を図る。

イ なお、村長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、区（自治会）等への協力依頼などの有線放送等による伝達以外の方法も活用する。

【全国瞬時警報システム（J-ALERT）を用いた場合の対応】

弾道ミサイル攻撃のように対処に時間的余裕がない事態については、全国瞬時警報システム（J-ALERT）が整備され、瞬時に国から警報の内容が送信されることとなった場合には、消防庁が定めた方法により有線放送等を活用して迅速に住民へ警報を伝達することとする。

(2) 村長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備を図る。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、区（自治会）や災害時要援護者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。

また、村は、県警察の交番、駐在所、パトカーの勤務員等による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、災害時要援護者について、防災・福祉関係部局との連携の下で避難支援プランを活用するなど、災害時要援護者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

(4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

第2 避難住民の誘導等

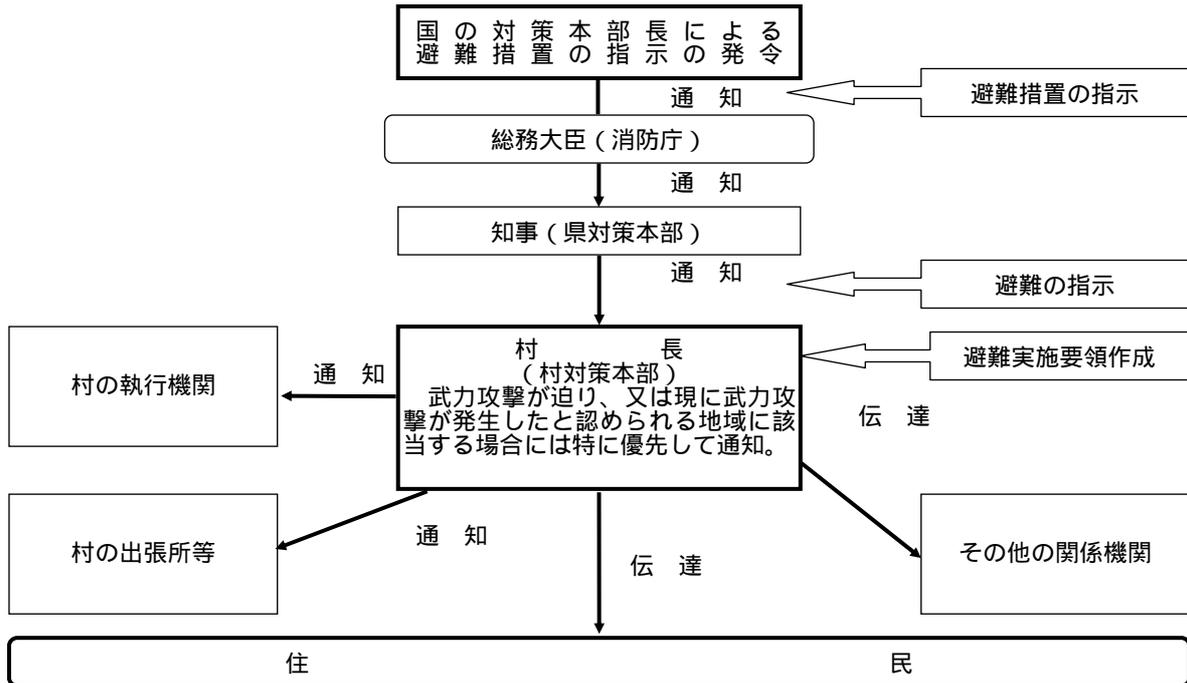
村は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。村が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達

(1) 村長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。

(2) 村長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

村長から関係機関への避難の指示の通知・伝達



村長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

村長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ その他避難の実施に関し必要な事項

【避難実施要領の策定の留意点】

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、県計画に記載される「市町村の計画作成の基準」の内容に沿った記載を行うことが基本である。ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものとすることもあり得る。

(2) 避難実施要領の策定における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

避難の指示の内容の確認

(地域ごとの避難の時期、優先度、避難の形態)

事態の状況の把握(警報の内容や被災情報の分析)

(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)

避難住民の概数把握

誘導の手段の把握(屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難(運送事業者である指定地方公共機関等による運送))

輸送手段の確保の調整(輸送手段が必要な場合)

(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)

要援護者の避難方法の決定(避難支援プラン、災害時要援護者支援班の設置)

避難経路や交通規制の調整(具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)

職員の配置(各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)

関係機関との調整(現地調整所の設置、連絡手段の確保)

自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整(県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

【国の対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路等における利用のニーズが競合する場合には、村長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、村長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取(武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律(平成16年法律第114号)第6条第3項等)及び国の対策本部長からの情報提供の求め(同法第6条第4項等)に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、村の意見や関連する情報をまとめる。

(3) 避難実施要領の内容の伝達等

村長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に係る情報を的確に伝達するように努める。

また、村長は、直ちに、その内容を村の他の執行機関、諏訪広域消防本部消防長、茅野警察署長等及び自衛隊長野地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

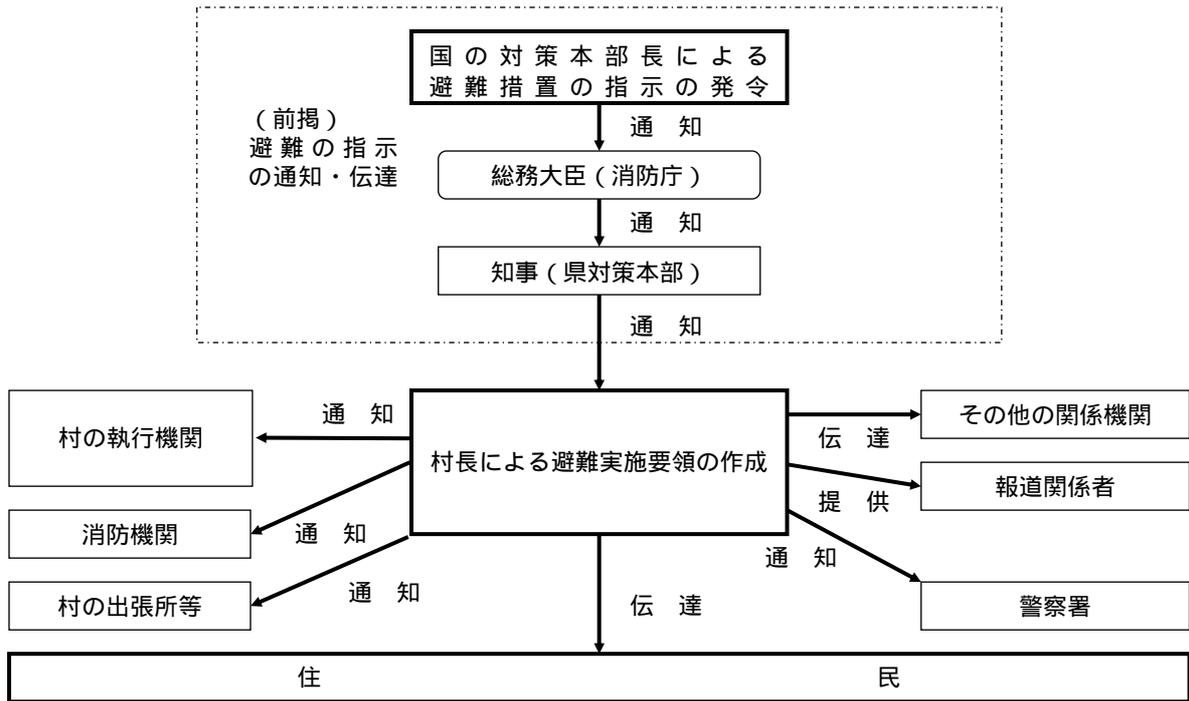
【避難実施要領の伝達先等】

伝達先 住民及び関係のある公私の団体(区(自治会)、農協等)

通知先 村の他の執行機関、知事、諏訪広域消防本部消防長、茅野警察署長、自衛隊長野地方協力本部長その他関係機関

さらに、村長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

村長から関係機関への避難実施要領の通知・伝達



資料編 ・ 避難実施要領のパターン作成に当たって P.96

3 避難住民の誘導

(1) 村長による避難住民の誘導

村長は、避難実施要領で定めるところにより、村の職員及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、区（自治会）、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、村長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、村長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な災害時要援護者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、区（自治会）等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、災害時要援護者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

村長は、避難実施要領の内容を踏まえ、村の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であ

ると認めるときは、警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、村長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、村長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

村長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や区（自治会）長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

村長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

村長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障害者等への配慮

村長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、災害時要援護者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

（ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。）

(7) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

村は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(9) 動物の保護等に関する配慮

村は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・ 危険動物等の逸走対策
- ・ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(10) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる村は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(11) 県に対する要請等

村長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

村長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(12) 避難住民の運送の求め等

村長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

村長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(13) 避難住民の復帰のための措置

村長は、避難の指示が解除されたときは、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講ずる。

4 武力攻撃事態等における避難の類型と対応

攻撃 の種別	避 難 対 策	備 考
弾道ミサイル攻撃の場合	<p>弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。</p> <p>実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難することとなる。</p> <p>以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、そのとるべき行動を周知することが主な内容となる。</p> <p>弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ</p> <p>ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示</p> <p>対策本部長 警報の発令、避難措置の指示 (その他、記者会見等による国民への情報提供)</p> <p>↓ 知 事 避難の指示</p> <p>↓ 村 長 避難実施要領の策定</p> <p>イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令</p>	<p>弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。</p> <p>このため、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。</p>
ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合	<p>ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。</p> <p>なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。</p> <p>その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまざり行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については攻撃当初は一時的に屋内に避難させ移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。</p> <p>以上から避難実施要領の策定に当たっては各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報と共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。</p> <p>避難に比較的時間に余裕がある場合の対応</p> <p>「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」といった手順が一般には考えられる。</p>	<p>ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。</p> <p>特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。</p>

航空攻撃による場合	<p>弾道ミサイル攻撃の場合に比べてその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少ないこと、攻撃目標を特定することが困難であることから、航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとる。</p>	
着上陸侵攻の場合	<p>大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となるため国の総合的な方針としての具体的な避難措置の指示を踏まえて対応することを基本とする。</p>	<p>平素から、かかる避難を想定した具体的な対応を定めておくことは困難であり、今後、国の具体的な指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、検討を進めていく。</p>
NBC攻撃の場合	<p>避難住民を誘導する際には、風下方向を避けるとともに、皮膚の露出を極力抑えるため手袋、帽子、雨ガッパ等を着用させ、マスクや折りたたんだハンカチ等を口や鼻にあてさせることなどに留意するものとする。</p> <p>核攻撃等の場合</p> <p>核爆発に伴う、熱線、爆風等による直接の被害を受ける地域については、爆心地周辺から直ちに離れ、地下施設等に避難し、一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域に避難させる。</p> <p>直接の被害は受けないものの、放射性降下物からの放射線による被害を受けるおそれがある地域については、放射線の影響を受けない安全な地域に避難させるとともに、外部被爆を最小限に抑えるため、風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難させる。</p> <p>生物剤による攻撃の場合</p> <p>生物剤による攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難させる。</p> <p>また、ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であり、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療するなどの措置を講ずる。</p> <p>化学剤による攻撃の場合</p> <p>化学剤による攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い部屋又は風上の高台など汚染のおそれのない安全な地域に避難させる。</p> <p>また、化学剤は一般的に空気より重いいため可能な限り高所に避難させる。</p>	

第5章 救 援

1 救援の実施

(1) 救援の実施

村長は、国民保護法第76条第1項の規定により、知事から、実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置について関係機関等の協力を得て行う。

【救援に関する措置】

収容施設の供与

食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

医療の提供及び助産

被災者の捜索及び救出

埋葬及び火葬

電話その他の通信設備の提供

武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

学用品の給与

死体の捜索及び処理

武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

村長は、上記で実施することとされた措置を除き、国民保護法第76条第2項の規定により知事が実施する措置の補助を行う。

【着上陸侵攻への対応】

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本である。このため、平素から、大規模な着上陸侵攻にかかる救援を想定した具体的な対応を決めておくことは困難であり、避難の場合と同様、事態発生時に国の指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な研究・検討を進めていくこととする。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

村長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

村長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

村長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社長野県支部に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社長野県支部と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

村長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求め
る場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

村長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関
する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程
度及び基準」という。)及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

村長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合に
は、知事に対し、厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

資料編	・武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の 基準	P.90
-----	--	------

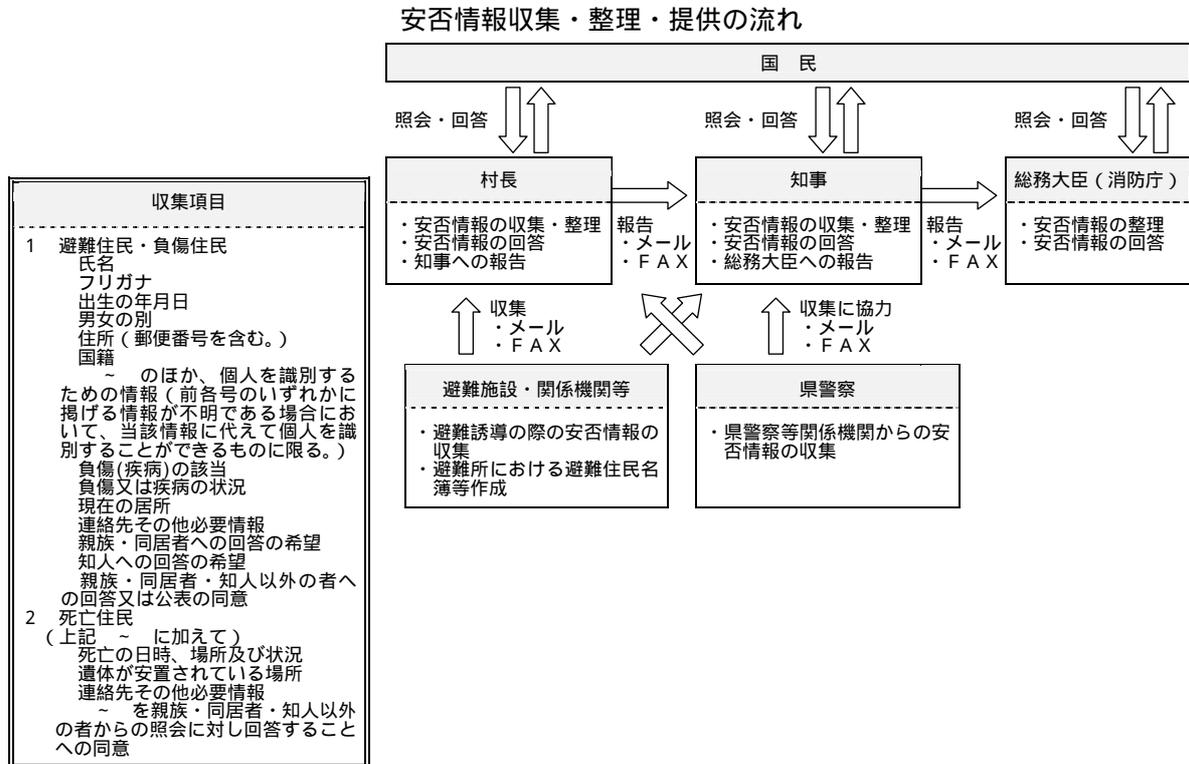
(2) 救援における県との連携

村長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的
な資料を参考にしつつ、村対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施す
る。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

第6章 安否情報の収集・提供

村は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。



平成19年度以降は、安否情報システムにより安否情報の収集・整理・照会回答に対応する予定となっている。

1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

村は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している村が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等村が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

なお、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第2号を用いて行う。

資料編	・安否情報関係様式	様式第1号 安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）	P.115
		様式第2号 安否情報収集様式（死亡住民）	P.116

(2) 安否情報収集の協力要請

村は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

村は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理しておく。

2 県に対する報告

村は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

資料編 ・ 安否情報関係様式 様式第3号 安否情報報告書 P.117

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

村は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、村対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

住民からの安否情報の照会については、原則として村対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。その際、本人確認を行うため、照会者に対し本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住基カード等）を提出又は提示させる。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

窓口以外から照会があった場合には、照会者の住所、氏名、生年月日及び性別について、照会者の住居市町村が保有する住民基本台帳と照合すること等により、本人確認を行うこととする。

資料編 ・ 安否情報関係様式 様式第4号 安否情報照会書 P.118

(2) 安否情報の回答

村は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、原則として被照会者の同意に基づき、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

村は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。

村は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

資料編 ・ 安否情報関係様式 様式第5号 安否情報回答書 P.119

(3) 個人の情報の保護への配慮

安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。

安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

村は、日本赤十字社長野県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3(2)(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

村は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常に対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

村長は、国や県等の関係機関と協力して、村の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

村長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、村長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

村は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 村長への通報

消防職員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を村長に通報する。

(2) 知事への通知

村長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防職員又は警察官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

村は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

村長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している村長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、村長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

【退避の指示（一例）】

地区、地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に一時退避すること。

××地区、地区の住民については、××地区の（一時）避難場所へ退避すること。

【屋内退避の指示について】

村長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき。

敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき。

(2) 退避の指示に伴う措置等

村は、退避の指示を行ったときは、村防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

村長は、知事、警察官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

村長は、退避の指示を住民に伝達する村の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や村で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

村の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、村長は、必要に応じて県警察、自衛隊等の意見を聴くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

村長は、退避の指示を行う村の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

村長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している村長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

村長は、警戒区域の設定に際しては、村対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、自衛隊等からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

村長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。

村長は、知事、警察官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

村長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 村長の事前措置

村長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、危険物の入っている野積みされたドラム缶など、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

村長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用

武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

4 消防に関する措置等

(1) 村が行う措置

村長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防本部及び消防署と連携し、保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

村長は、村の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

資料編 ・ 協定等一覧 P.87

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

村長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ、又は必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入体制の確立

村長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

村長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

村長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

村長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないよう、国対策本部及び県対策本部からの情報を村対策本部に集約し、すべての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

その際、村長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、自衛隊等とともに現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整に当たらせるとともに、村対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

本村が被災を免れ、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたとき、村長は、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

村長、消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職団員、水防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

村は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した村の対処に関して、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

村は、村対策本部を設置した場合においては、当該生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 村が管理する施設の安全の確保

村長は、村が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、村長は、必要に応じ、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の村が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

消防法上の危険物等の生活関連等施設については、本村の場合、諏訪広域消防本部により管理しているので、組合構成市町と連携して、警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

村長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と村対策

本部で所要の調整を行う。

危険物質等について消防本部等所在市町村の長が命ずることができる対象及び措置

【対象】

消防本部等所在市町村の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）

【措置】

危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（消防法第12条の3）

危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限国民保護法第103条第3項第3号（国民保護法第103条第3項第2号）

危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

村長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、村長は、(1)の から の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4 N B C 攻撃による災害への対処等

村は、N B C 攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、N B C 攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

村は、N B C 攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

1 応急措置の実施

村長は、N B C 攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

村は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

2 国の方針に基づく措置の実施

村は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

3 関係機関との連携

村長は、N B C 攻撃が行われた場合は、村対策本部において、消防機関、県警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、村長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

4 汚染原因に応じた対応

村は、N B C 攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

(1) 核攻撃等の場合

村は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

(2) 生物剤による攻撃の場合

村は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

(3) 化学剤による攻撃の場合

村は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、総務部総務班においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健福祉部保健予防班等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス(疾病監視)による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

5 村長及び消防長の権限

村長及び諏訪広域消防本部消防長は、知事から汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

国民保護法第108条第1項	対象物件等	措置
第1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
第2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
第3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
第4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
第5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
第6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

村長又は諏訪広域消防本部消防長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使する

ときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

6 要員の安全の確保

村長又は諏訪広域消防本部消防長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集及び報告

村は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

被災情報の収集及び報告

村は、電話、村防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

村は、情報収集に当たっては消防機関、県警察等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。

村は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。

村は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、村長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

資料編	・火災・災害等即報要領	P.123
-----	-------------	-------

第9章 保健衛生の確保その他の措置

村は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

村は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

村は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

村は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

村は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

村は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、住民に対して情報提供を実施する。

村は、地域防災計画の定めに基づいて、水道水の供給体制を整備する。

村は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して水道水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

村は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

村は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

村は、により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

村は、地域防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」(平成10年厚生省生活衛生局作成)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

村は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行う。

第10章 国民生活の安定に関する措置

村は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

村は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

村教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

村は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、村税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに村税（延滞金を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

水道事業者として村は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

道路等の管理者として村は、当該公共的施設を適切に管理する。

第 1 1 章 特殊標章等の交付及び管理

村は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

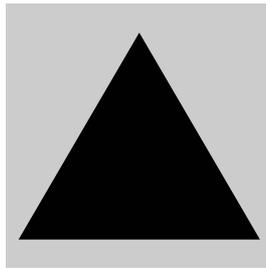
【特殊標章等の意義について】

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(1) 特殊標章等

ア 特殊標章

第一追加議定書第66条 3 に規定される国際的な特殊標章



オレンジ色地に青色の正三角形

イ 身分証明書

第一追加議定書第66条 3 に規定される身分証明書

資料編 ・ 身分証明書のひな型 P.121

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等

(2) 特殊標章等の交付及び管理

村長、消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成17年 8 月 2 日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる（「村の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」及び「消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」（平成17年10月27日消防国第30号国民保護室長通知）を参考）。

交付（使用）権者	特殊標章等を交付及び使用させる職員
村 長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 村の職員（消防長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの ・ 消防団長及び消防団員 ・ 村長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

	<ul style="list-style-type: none"> ・村長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
消 防 長	<ul style="list-style-type: none"> ・消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの ・消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者 ・消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
水防管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行うもの ・水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者 ・水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

村は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

村は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講ずることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 村が管理する施設及び設備の緊急点検等

村は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

村は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

村は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) 村は、武力攻撃災害が発生した場合には、村が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 村は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路施設等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

村は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、村は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針に従って県と連携して実施する。

(2) 村が管理する施設及び設備の復旧

村は、武力攻撃災害により村の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

村が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

村は、国民保護措置の実施に要した費用で村が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

村は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

村は、国民保護法に基づく土地等の一時使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

村は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

村は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、村の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編 緊急処理事態への対処

1 緊急処理事態

村国民保護計画が対象として想定する緊急処理事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達

緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、村は、緊急処理事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急処理事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

資料編

〔関係機関等〕

関係機関連絡先一覧

1 村の出先機関等

名 称	所 在 地	電話番号
原村役場	原村6549 1	0266 79 2111
原村保健センター	原村6647	0266 79 2111
原村地域福祉センター	原村6649 3	0266 79 7092
原村レストハウス樅の木荘	原村17217 565	0266 74 2311
ふれあいセンターもみの湯	原村17217 1729	0266 74 2911
八ヶ岳自然文化園	原村17217 1613	0266 74 2681
老人憩の家	原村役場内	0266 79 2111
原村保育所	原村11587	0266 79 3559

2 消防機関

名 称	所 在 地	電話番号
諏訪広域消防本部	岡谷市幸町8 1	0266 21 1190
原消防署	原村6523	0266 79 2442

3 県の機関

名 称	所 在 地	電話番号
長野県危機管理局危機管理防災課	長野市大字南長野字幅下692 2	026 235 7184
諏訪建設事務所	諏訪市上川1 1644 10	0266 57 2935
諏訪地方事務所	諏訪市上川1 1644 10	0266 57 2902
諏訪保健所	諏訪市上川1 1644 10	0266 57 2925
諏訪福祉事務所	諏訪市上川1 1644 10	0266 53 6000
長野県諏訪湖流域下水道事務所	諏訪市豊田湖畔1866 1	0266 58 2955

4 指定地方行政機関

名 称	所 在 地	電話番号
関東農政局長野農政事務所	長野市旭町1108	026 233 2500
中部森林管理局南信森林管理署	伊那市大字伊那1499 1	0265 72 7777
長野地方气象台	長野市箱清水1 8 18	026 232 2738
長野労働局岡谷労働基準監督署	岡谷市神明町3 14	0266 22 3454
中部地方整備局企画課	名古屋市中区三の丸2 5 1	052 953 8127
天竜川上流河川事務所調査課	駒ヶ根市上穂南7 10	0265 81 6415

5 自衛隊

名 称	所 在 地	電話番号
自衛隊長野地方協力本部	長野市旭町1108	026 233 2108
陸上自衛隊松本駐屯地	松本市高宮西1 1	0263 26 2766

6 指定公共機関

名 称	所 在 地	電話番号
N T T東日本松本営業支店	松本市大手3 3 9	0263 34 9041
日本放送協会長野放送局松本支局	松本市深志3 10 3	0263 33 4700
東日本旅客鉄道株式会社茅野駅	茅野市ちの3506	0266 72 2342
中部電力株式会社諏訪営業所	諏訪郡下諏訪町西鷹野町4559 43	0266 27 8282
原郵便局	原村弘沢5705 1	0266 79 3976
日本赤十字社長野県支部	長野市南県町1074	026 226 2073

7 指定地方公共機関

名 称	所 在 地	電話番号
諏訪バス株式会社	茅野市ちの3419 6	0266 72 4223
社団法人長野県エルピーガス協会	長野市中御所1 16 13	026 229 8734
株式会社長野放送諏訪支局	諏訪市諏訪1 6 1	0266 53 4532
長野エフエム放送株式会社	松本市本庄1 13 5	0263 53 4400
長野朝日放送株式会社諏訪支局	諏訪市諏訪1 6 1	0266 57 0080
信越放送株式会社諏訪放送局	諏訪市高島3 1201	0266 52 1518

8 その他公共的団体

名 称	所 在 地	電話番号
J A 信州諏訪	諏訪市大字四賀字広瀬橋7841	0266 57 8000
J A 信州諏訪原村支所	原村11908	0266 79 2521
原村観光協会	原村役場内	0266 79 7072
諏訪森林組合	茅野市宮川4392 1	0266 73 2350
原村商工会	原村6555	0266 79 4738
茅野交通安全協会原支部	原村役場内	
諏訪郡医師会	諏訪市城南1 2623 1	0266 52 1044
茅野市諏訪郡歯科医師会	茅野市宮川4745 8	0266 72 0258
諏訪薬剤師会	茅野市ちの3502 1	
原村日赤奉仕団	原村社会福祉協議会内	
原村社会福祉協議会	原村6649 3	0266 79 7228
衛生自治推進協議会	原村役場内	
エルシーブイ株式会社	諏訪市四賀821	0266 53 3833
諏訪赤十字病院	諏訪市湖岸通り5 11 50	0266 52 6111

諏訪中央病院	茅野市玉川4300	0266 72 1000
富士見高原病院	諏訪郡富士見町落合11100	0266 62 3030

9 警察

名 称	所 在 地	電話番号
長野県警察本部	長野市大字南長野字幅下692 2	026 233 0110
茅野警察署	茅野市本町西9 39	0266 82 0110
原村警察官駐在所	原村6562 1	0266 79 2806

10 教育施設等

名 称	所 在 地	電話番号
原村歴史民俗資料館	原村7217 1	0266 74 2701
原村図書館	原村12079 1	0266 70 1500

11 近隣市町

名 称	所 在 地	電話番号
茅野市役所	茅野市塚原2 6 1	0266 72 2101
岡谷市役所	岡谷市幸町8 1	0266 23 4811
諏訪市役所	諏訪市高島1 22 30	0266 52 4141
下諏訪町役場	諏訪郡下諏訪町4613 8	0266 27 1111
富士見町役場	諏訪郡富士見町落合10777	0266 62 2250

原村国民保護協議会委員名簿

No	役 職 名	国民保護法該当条項
1	村長	第40条第2項(会長)
2	諏訪地方事務所長	第40条第4項第3号(県の職員)
3	諏訪保健所長	第40条第4項第3号(県の職員)
4	諏訪建設事務所長	第40条第4項第3号(県の職員)
5	茅野警察署長	第40条第4項第3号(県の職員)
6	副村長	第40条第4項第4号(副村長)
7	教育長	第40条第4項第5号(村教育委員会教育長)
8	原消防署長	第40条第4項第5号(消防長)
9	総務課長	第40条第4項第6号(村の職員)
10	住民財務課長	第40条第4項第6号(村の職員)
11	農林商工観光課長	第40条第4項第6号(村の職員)
12	保健福祉課長	第40条第4項第6号(村の職員)
13	建設水道課長	第40条第4項第6号(村の職員)
14	教育課長	第40条第4項第6号(村の職員)
15	会計室長	第40条第4項第6号(村の職員)
16	議会事務局長	第40条第4項第6号(村の職員)
17	原村診療所長	第40条第4項第6号(村の職員)
18	N T T 東日本長野支店災害対策室長	第40条第4項第7号(指定公共機関等の役員又は職員)
19	郵便局株式会社原郵便局長	第40条第4項第7号(指定公共機関等の役員又は職員)
20	中部電力株式会社諏訪営業所長	第40条第4項第7号(指定公共機関等の役員又は職員)
21	諏訪バス株式会社運輸事業部長	第40条第4項第7号(指定公共機関等の役員又は職員)
22	エルシーブイ株式会社代表取締役	第40条第4項第7号(指定公共機関等の役員又は職員)
23	長野県エルピーガス協会諏訪支部長	第40条第4項第7号(指定公共機関等の役員又は職員)
24	諏訪郡医師会	第40条第4項第7号(指定公共機関等の役員又は職員)
25	原村消防団長	第40条第4項第8号(知識経験を有する者)
26	原村建設協会長	第40条第4項第8号(知識経験を有する者)
27	J A 信州諏訪農業協同組合長	第40条第4項第8号(知識経験を有する者)
28	原村区長会長	第40条第4項第8号(知識経験を有する者)
29	茅野交通安全協会原支部長	第40条第4項第8号(知識経験を有する者)
30	原村社会福祉協議会事務局長	第40条第4項第8号(知識経験を有する者)

医療機関一覧

1 村内医療機関

医療機関名	所在地	電話番号
原村国保診療所	原村6649 3	0266 79 2716
富士見高原病院附属中新田診療所	原村13220 1	0266 70 1331
八ヶ岳診療所	原村3909 14	0266 79 7001

2 災害拠点病院

種別	医療機関名	所在地	電話番号
地域災害医療センター	諏訪赤十字病院	諏訪市湖岸通り5 11 50	0266 52 6111
基幹災害医療センター	長野赤十字病院	長野市若里5 22 1	026 226 4131

〔避難施設〕

避難施設一覧

地区名	避難施設名	電話番号	施設の構造・面積	収容人数
払沢	原村役場	79 2111	鉄筋コンクリート 4,193㎡	150人
払沢	原小学校体育館	79 2133	鉄骨造 1,591㎡	700人
払沢	原中学校体育館	79 2455	鉄筋コンクリート 1,626㎡	700人
払沢	原村社会体育館	79 4922	鉄骨鉄筋コンクリート 2,978㎡	1,000人
払沢	原村中央公民館	79 4815	鉄筋コンクリート 1,131㎡	400人
中央高原	原村レストハウス樅の木荘	74 2311	鉄筋コンクリート 1,495㎡	300人
中央高原	八ヶ岳自然文化園	74 2681	鉄筋コンクリート 2,667㎡	500人

〔協 定〕

協定等一覧

協 定 名	締 結 団 体	締結（施行）年月日
長野県市町村災害相互応援協定	県内市町村	平成 8 年 4 月 1 日
諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定書	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村	平成 7 年 8 月 22 日
長野県消防相互応援協定書	県内市町村、消防一部事務組合、広域連合	平成 8 年 2 月 14 日
災害時の医療救護活動に関する協定書	原村、諏訪郡医師会	平成 8 年 4 月 1 日
災害時の歯科医療救護活動に関する協定書	原村、茅野市諏訪郡歯科医師会	平成 8 年 3 月 25 日
災害用備蓄医薬品の調達保管業務委託契約書	原村、諏訪中央病院組合	平成10年 3 月 2 日
災害時における応急措置に関する協定書	原村、原村建設協会	平成17年 2 月 1 日
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	原村、諏訪みどり農業協同組合	平成10年12月15日
災害時における原村及び原郵便局の協力に関する協定書	原村、原郵便局	平成 9 年11月14日
住民生活関連情報提供に関する覚書	原村、原郵便局	平成 9 年11月14日
原村とエルシーブイ株式会社との災害緊急放送に関する相互協定	原村、エルシーブイ株式会社	平成18年10月23日

〔 条 例 等 〕

原村国民保護協議会条例

〔平成18年6月21日〕
〔 条 例 第 17 号 〕

（趣旨）

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、原村国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員及び専門委員）

第2条 協議会の委員の定数は、30人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（会長の職務代理）

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（幹事）

第5条 協議会に、幹事を置くことができる。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、村長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

（雑則）

第6条 前各条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

原村国民保護対策本部及び原村緊急対処事態対策本部 条例

〔平成18年6月21日〕
〔 条 例 第 18 号 〕

（趣旨）

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、原村国民保護対策本部及び原村緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 原村国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、原村国民保護対策本部（以下「本部」という。）の事務を総括する。

2 原村国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、本部長事故あるときは、その職務を代理する。

3 原村国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

4 本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、村の職員のうちから、本部長が任命する。

（会議）

第3条 本部長は、本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、本部の会議（以下、この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国及び県の職員その他村の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

（部）

第4条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

（現地対策本部）

第5条 原村国民保護現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）に原村国民保護現地対策本部長（以下「現地対策本部長」という。）原村国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

（雑則）

第6条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は本部長が定める。

（準用）

第7条 第2条から前条までの規定は、原村緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

平成16年9月17日

厚生労働省告示第343号

最新改正 平成19年3月30日厚生労働省告示第110号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第10条第1項の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準を次のとおり定め、平成16年9月17日から適用する。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準
（救援の程度及び方法）

第1条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「令」という。）第10条第1項（令第52条において準用する場合を含む。）の規定による救援の程度及び方法の基準は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第75条第1項各号及び令第9条各号に掲げる救援の種類ごとに、次条から第13条までに定めるところによる。

2 前項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、厚生労働大臣が特別の基準（次項において「特別基準」という。）を定める。

3 救援を実施する都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市においては、その長）は、第1項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、厚生労働大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。

（収容施設の供与）

第2条 法第75条第1項第1号の収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難所

イ 避難住民（法第52条第3項に規定する避難住民をいう。）又は武力攻撃災害（法第2条第4項に規定する武力攻撃災害をいう。以下同じ。）により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者（以下「避難住民等」という。）を収容するものであること。

ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施すること。

ハ 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費は、1人1日当たり300円（冬季（10月から3月までの期間をいう。以下同じ。）については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。ただし、福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう。）を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。

ニ 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、これに収容することができることとし、1戸当たりの規模及び避難住民等の収容のため支

出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを標準とし、その設置のための費用は2,326,000円以内とすること。

(2) 長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費並びに光熱水費は、1人1日当たり300円（冬季については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。

ホ 長期避難住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、1施設当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は、別に定めるところによること。

ヘ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものを収容する施設を長期避難住宅として設置できること。

ト 長期避難住宅の設置に代えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施し、これらに収容することができること。

チ 法第89条第3項の規定により準用される建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第1項本文、第3項及び第4項並びに景観法（平成16年法律第110号）第77条第1項、第3項及び第4項並びに法第131条の規定により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条及び第7条の規定は、長期避難住宅について適用があるものとする

二 応急仮設住宅

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものを収容するものであること。

ロ 1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを標準とし、その設置のための費用は2,326,000円以内とすること。

ハ 前号ホからチまでの規定は、応急仮設住宅について準用する。

（炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給）

第3条 法第75条第1項第2号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 炊き出しその他による食品の給与

イ 避難所（長期避難住宅を含む。以下同じ。）に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示（法第54条第2項に規定する避難の指示をいう。以下同じ。）に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要がある者に対して行うものであること。

ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として1人1日当たり1,010円以内とすること。

二 飲料水の供給

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。

ロ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機

械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

(被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与)

第4条 法第75条第1項第3号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与(以下「生活必需品の給与等」という。)は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。

二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 被服、寝具及び身の回り品

ロ 日用品

ハ 炊事用具及び食器

ニ 光熱材料

三 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次に掲げる額の範囲内とすること。この場合においては、季別は、夏季(4月から9月までの期間をいう。以下同じ。)及び冬季とし、生活必需品の給与等を行う日をもって決定すること。

季別	1人世帯の額	2人世帯の額	3人世帯の額	4人世帯の額	5人世帯の額	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季	17,300円	22,300円	32,800円	39,300円	49,800円	7,300円
冬季	28,600円	37,000円	51,600円	60,500円	75,900円	10,400円

四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(医療の提供及び助産)

第5条 法第75条第1項第4号の医療の提供及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 医療の提供

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。

ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師(以下「施術者」という。))がその業務を行う場所をいう。以下同じ。)において医療(施術者が行うことができる範囲の施術を含む。)を行うことができること。

ハ 次の範囲内において行うこと。

(1) 診療

(2) 薬剤又は治療材料の支給

(3) 処置、手術その他の治療及び施術

(4) 病院又は診療所への収容

(5) 看護

二 医療の提供のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術所による場合は協定料金の額以内とすること。

二 助産

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者に対して行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 分べんの介助
- (2) 分べん前及び分べん後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とすること。

(被災者の搜索及び救出)

第6条 法第75条第1項第5号の被災者の搜索及び救出は、次の各号に定めることにより行うこととする。

一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を搜索し、又は救出するものであること。

二 被災者の搜索及び救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

(埋葬及び火葬)

第7条 法第75条第1項第6号の埋葬及び火葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。

二 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。

イ 棺(附属品を含む。)

ロ 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。)

ハ 骨つぼ及び骨箱

三 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人199,000円以内、小人159,200円以内とすること。

(電話その他の通信設備の提供)

第8条 法第75条第1項第7号の電話その他の通信設備の提供は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対して行うものであること。

二 電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を第2条第1号に規定する避難所に設置し、これらの設備を避難住民等に利用させることにより行うものであること。

三 電話その他の通信設備の提供のため支出できる費用は、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、必要な通信設備の設置費及び通信費として当該地域における通常の実費とすること。

(武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理)

第9条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第1号の武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して行うものであること。
- 二 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり50万円以内とすること。

(学用品の給与)

第10条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第2号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童(特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行うものであること。
- 二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 教科書

ロ 文房具

ハ 通学用品

三 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。

イ 教科書代

(1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費

(2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

ロ 文房具費及び通学用品費

(1) 小学校児童 1人当たり 4,100円

(2) 中学校生徒 1人当たり 4,400円

(3) 高等学校等生徒 1人当たり 4,800円

四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(死体の搜索及び処理)

第11条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第3号の死体の搜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 死体の搜索

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行うものであること。

ロ 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

二 死体の処理

イ 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- (2) 死体の一時保存
- (3) 検案

ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。

ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

- (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり3,300円以内とすること。
- (2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり5,000円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。
- (3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

（武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去）

第12条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第九条第四号の武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。

二 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり137,000円以内とすること。

（救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費）

第13条 法第75条第1項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

一 救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。

- イ 飲料水の供給
- ロ 医療の提供及び助産
- ハ 被災者の捜索及び救出
- ニ 死体の捜索及び処理
- ホ 救済用物資の整理配分

二 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

避難実施要領のパターン作成に当たって

避難実施要領について

村長は、避難の指示があったときは、避難実施要領を定めることとされている。避難実施要領は、避難誘導に際して、避難の実施に関する事項を住民に示すとともに、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、県計画に記載されている「市（町村）の計画作成の基準」の内容に沿った記載を行うことが基本である。ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものとすることもありうる。

避難実施要領のパターン作成について

村においては、「住民の避難誘導」が国民の保護に係る最も重要な措置の一つであるため、事態発生時に円滑な避難が行えるよう、平素から、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンを作成するよう努めることとされている。

< 国民の保護に関する基本指針（P27） >

村は、関係機関（教育委員会など村の各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成しておくよう努めるものとする。その際、高齢者、障害者、乳幼児その他の自ら避難することが困難な者の避難方法、季節の別（特に冬期の避難方法、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況）等について配慮するものとする。

村は、住民に対し避難の指示があったときは、関係機関の意見を聴くとともに、国民保護計画や避難実施要領のパターン等に基づき、避難実施要領を策定するものとする。その際関係機関の意見聴取の方法については、できるだけ迅速に行うことができるよう、あらかじめ定めておくものとする。

この、平素から避難実施要領のパターンを作成しておくよう努めることとされているのは、避難実施要領の記載内容や作成の手順について、一定の記載内容の相場観やノウハウを培っておくことに意味があるからである。

現実の攻撃の態様は、攻撃の規模や方法、発生場所、発生時間等により千差万別であり、平素から作成している避難実施要領のパターンがそのまま使えるものでは全くない。平素からかかる作業を行っておくことにより、事態発生時に少しでも迅速に避難実施要領を作成できるようになる点に主眼がある。

このため、平素から、避難の指示を行う県と、また、避難実施要領を策定した場合に意見を聴取することとなる関係機関と意見交換を行いつつ、村が、国民保護担当部署を中心として、関係部署の協力を得て、自らの発意と発想に基づき作成することが重要である。

かかる点を前提として、以下において、各種の攻撃の態様等を踏まえた避難実施要領の一例を示すものである。

避難実施要領のパターン作成例

弾道ミサイル攻撃の場合

堅牢な建物や地下に屋内避難させることが基本

弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。

(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難することとなる。)

以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示

対策本部長

警報の発令、避難措置の指示

(その他、記者会見等による国民への情報提供)

知事

避難の指示

村長

避難実施要領

イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。

このため、弾道ミサイル攻撃の主体(国又は国に準ずる者)の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。その意味では、すべての市町村に着弾の可能性があるあり得るものとして、対応を考える必要がある。

第1例

避難実施要領

原 村 長
月 日 時現在

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った。

このため、実際に弾道ミサイルが発射されたときに住民が迅速に対応できるよう、住民に対して、以後、警報の発令に関する情報に注意するとともにその場合に住民がとるべき行動について周知する。

- () 弾道ミサイル攻撃への対応は、政府における記者会見等による情報提供と並行して、住民に対して、より入念な説明を行うことが必要(過去に経験のない事案では、「正常化の偏見」が存在する。)
- () 津波警報発令時には、住民が高台に避難することと同じように、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、屋内に避難するというイメージが住民に定着していることが重要。

2 避難誘導の方法

・実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長からその都度警報の発令が行われることから、担当職員は、村の区域が着弾予測地域に含まれる場合においては、防災行政無線のサイレンを最大音量で鳴らし、住民に警報の発令を周知させること。

() 防災行政無線のサイレン音については、内閣官房サイトで視聴が可能であり、訓練等を通じて、この音を定着させる努力が求められる。

() 現在調査を行っている全国瞬時警報システム(J-ALERT)が配備された場合には、国において、村の防災行政無線のサイレンを自動起動することが可能となる。

・実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民が近傍の屋内に避難できるように、あらかじめ個々人のとるべき対応を周知徹底する(その際、コンクリートの堅ろうな建物への避難が望ましいが、建物の中央部に避難するとともに、エアコンや換気扇を停止して、必要によりテープで目張りを行い、外気よりできるだけ遮断される状態になるように周知する。)

・車両内に在る者に対しては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、車両を道路外の場所(やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨げにならない方法)に止めるよう周知する。

・外出先においては、可能な限り、大規模集客施設や地下街等の屋内に避難するが、余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まる(その際、ガラス張りの建築物の下は避ける。)とともに、周辺で着弾音を聞いた場合は、当該現場から離れるよう周知すること。

・住民に対しては、屋内避難時に備えて、最低限の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書及び支給品(あれば)を用意しておくよう周知する。また、防災行政無線やテレビ、ラジオなどを通じて伝えられる情報に注意するよう周知する。

() このほか、イスラエルでは、子供の不安解消のため玩具類を携行するよう推奨。

・住民が近所で弾道ミサイルの着弾音と考えられる不審な音を聞いた場合には、できるだけ村、消防機関、県警察等に連絡するよう周知すること。

・弾道ミサイルの着弾地点の周辺には、一般の住民は、興味本位で近づかないように周知すること。

() 着弾後の状況を踏まえた避難の指示が行われるまで、着弾があった現場からは、一般の住民は、離れるよう周知する。

3 その他の留意点

・特に、自力での歩行が困難な者においては、迅速な屋内避難が行えるよう、外出先における対応について、各人で問題意識を持ってもらえるよう、災害時要援護者の「避難支援プラン」を活用してあらかじめ説明を行っておくこと。

・住民以外の滞在者についても、屋内へ避難することができるよう、所管の部局から、大規模集客施設や店舗等に対して、協力をお願いすること。

() 例えば、デパートでは、貴金属売場のあるフロアではなく、地下の食品売場に誘導するように協力を求めるといった方法も考えられる。

4 職員の配置等

職員の体制及び配置については、別に定める。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

国の指示がある場合は要避難地域からの避難等を迅速に実施
緊急の場合は、緊急通報の発令、退避の指示等により危険な地域への立入りを禁止

ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長による避難措置の指示、知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は、一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく、的確な措置を実施できるよう、現地調整所に派遣している村職員（消防職員含む。）から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

（避難に比較的余裕がある場合の対応）

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

（昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応）

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般的には、狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で、最大の心理的又は物理的效果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、危険物質等の取扱所などは、攻撃の可能性が一般に高く、注意が必要である。

第2例 比較的時間的な余裕がある場合

避難実施要領

原 村 長
月 日 時現在

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、において武装した潜水艦が座礁し、逃走した武装作業員による攻撃の可能性があることを踏まえ、警報を発令し、原村地区を要避難地域とする避難措置の指示を行った・・・。

(対処基本方針、警報、避難措置の指示の内容等を踏まえて記載)

知事は、別添の避難の指示を行った(避難の指示を添付)。

()具体的な被害が発生しているとの報告がない段階での避難を行うこともある。

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

原村は、A・B・C地区住民約500名を本日15:00を目途に各地区の一時避難施設であるA・B・C公民館に集合させた後、本日15:30以降、村車両及び民間大型バスにより、町小学校へ避難させる。

この際、公民館までの避難は徒歩によるものとし、自家用車の使用は、避難に介護を必要とする者とその介護者に限定するものとする。

避難誘導の方法については、各現場における県警察、自衛隊からの情報や助言により適宜修正を行うものとする。このほか、事態の状況が大幅に変更し、避難措置の指示及び避難の指示の内容が変更された場合には、当該避難実施要領についても併せて修正する。

()少しでも時間的な余裕がある場合における避難は、一時避難場所に徒歩により集まり、当該一時避難場所からバス等で移動することが基本的な対応として考えられる。

()自家用車の使用については、地域の特性を踏まえて、県警察とあらかじめ調整しておくことが重要である。

(2) 村の体制、職員派遣

ア 村対策本部の設置

国からの指定を受けて、村長を長とする村対策本部を設置する。

イ 村職員の現地派遣

村職員各2名を、A・B・C公民館、避難先の町小学校に派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため村職員を派遣する。

ウ 避難経路における職員の配置

避難経路の要所において、連絡所を設置し、職員を配置して各種の問い合わせへの対応、連絡調整を行う。また、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両や案内板を配備する。

連絡所においては、救護班等を設置して、軽傷者や気分が悪くなった者への対応、給水等を行う(配置については別途添付)。

また、各地区における避難の開始や終了等の状況の連絡を本部との間で行う。

エ 現地調整所の設置等

現場における事態の状況の変化に迅速に対応できるよう、関係機関の情報を共有し、現場における判断を迅速に行えるよう現地調整所を設ける。現地調整所に派遣している村職員(消防職員含む)から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

また、定時又は随時に会合を開き、関係機関の活動内容の調整及び確認を行う。

- () 事態の変化に迅速に対応できるよう、関係機関（県、消防機関、県警察、自衛隊等）からの情報の共有や活動調整を行うために、現地調整所を設置し、又は職員を現地調整所に派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に連絡のため職員を派遣し、最新の状況を入手して、避難実施要領に反映させる。
- () 避難経路の要所要所においては、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両等を配置して、避難住民に安心感を与えることも重要である。

(3) 輸送手段

ア	避難住民数、一時避難施設、輸送力の配分
(ア)	A地区 約200名、A公民館、村保有車両×4 バス2台
(イ)	B地区 約200名、B公民館、バス×大型バス4台
(ウ)	C地区 約100名、C公民館、バス×大型バス2台
(エ)	その他
イ	輸送開始時期・場所 日15:30、A・B・C公民館
ウ	避難経路 国道 号（予備として県道 号及び 号を使用）

- () バスや電車等の輸送手段の確保については、基本的には、県が行う。
- () 避難経路については、交通規制を行う県警察の意見を十分に聴いて決める。
- () 夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備し、住民の不安をなくさせる。
- () 冬期では、避難時における住民の衣類への注意を促すことや避難時の健康対策及び積雪時の移動時間を考慮した避難計画の時間配分に留意する。

(4) 避難実施要領の住民への伝達

ア	担当職員は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、村広報車や消防車両等あらゆる手段を活用する。
イ	上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、A・B・C地区の自治会長、自主防災組織の長、当該区域を管轄する消防団長、警察署長等にFAX等により、住民への伝達を依頼する。
ウ	担当職員は、災害時要援護者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。
エ	担当職員は、近隣住人が相互に声を掛け合うように呼びかける。
オ	担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。
カ	災害時要援護者については、一般の住民より避難に時間を要することから、避難支援プランを活用して、特に迅速な伝達を心がける。
キ	外国人に対しては、国際交流協会等の能力を活用し、語学に堪能な誘導員を窓口として配置する。

- () 都市部において、地域の社会的連帯が希薄な場合は、防災行政無線、テレビなどの手段に頼らざるを得ない反面、少しでも隣人同士が相互に声を掛け合うことを呼びかけることが重要である。
- () 外国人については、各国の大使館・領事館による自国民の保護のための対応と並行して行うこととなる。

(5) 一時避難場所への移動

ア 一時避難場所への住民の避難は、健常者については、徒歩により行うこととする。自家用車については、健常者は、使用しないよう周知する。

イ 消防機関は、自治会・自主防災組織等の協力を得て住民の誘導を行う。

ウ 自力避難困難者の避難

村は、自力避難困難者の避難を適切に行えるよう「災害時要援護者支援班」を設置し、「避難支援プラン」に沿って、次の対応を行う。

a 病院の入院患者5名は、病院の車両又は救急車を利用して避難を実施する。

b 老人福祉施設入居者25名の避難は、村社会福祉協議会が対応する。

c その他、介護を必要とする者の避難は、自家用車等を使用できることとする。

() 総務部・福祉保健部を中心とした横断的な組織として「災害時要援護者支援班」を設置して、特に注意した対応を念頭に置く。

(6) 避難誘導の終了

ア 村職員及び消防職団員は、住民の協力を得て、戸別訪問により残留者の有無を確認する。残留者については、特別な理由がない限り、避難を行うよう説得を行う。

イ 避難誘導は、17:30までに終了するよう活動を行う。

() 「正常化の偏見」を考慮すると、自然災害時以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く、必要な誘導員を確保するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うこと等により、残留者の説得を行わなければならない。

(7) 誘導に際しての留意点や職員の心得

村の職員及び消防職団員は、誘導に当たっては、以下の点に留意すること。

- ・住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- ・村の誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- ・誘導員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- ・学校や事業所においては、原則として、避難先まで集団でまとまって行動するように呼びかける。

() 職員による避難誘導の活動に対する理解を得るためには、特に、都市部等の人的関係が希薄な地域においては、防災服、腕章、旗、特殊標章などを必ず携行させることが重要である。

(8) 住民に周知する留意事項

ア 住民に対しては、近隣の住民に声をかけあうなど、相互に助け合って避難を行うよう促す。

イ 消防団、自主防災組織、自治会などの地域のリーダーに対しては、毅然とした態度で誘導を行うようお願いし、混乱の防止に努める。

ウ 住民の携行品は、貴重品や最小限の着替えや日用品とし、円滑な行動に支障をきたさないように住民に促す。

エ 留守宅の戸締まり、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分証明書、非常持ち出し品を携行するよう住民に促す。

オ 服装や携行品等から不審者と判断される場合には、村長、消防職員又は警察官に通報するよう促す。

(9) 安全の確保

誘導を行う村の職員に対しては、二次被害が生じないよう、国の現地対策本部や県からの情報、村対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。必要により、現地調整所を設けて、関係機関の現場での情報共有・活動調整を行う。

事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備等を有する他の機関に要請する。

誘導を行う村の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

() 国からの警報等による情報のほか、現地調整所において現場の情報を集約して、事態の変化に迅速に対応できるようにすることが重要である。

() 特殊標章及び身分証明書は、武力攻撃事態等における使用に限られるが、国際法上、国民保護措置に係る職務等を行う者が保護されるために重要である。

3 各部の役割

別に示す。

4 連絡・調整先

ア バスの運行は、県 課及び県警察と調整して行う。

イ バス運転手、現地派遣の県職員及び村職員との連絡要領は、別に示す。

ウ 状況が変化した場合は、別に定める緊急連絡網により連絡する。

エ 対策本部設置場所：村役場

オ 現地調整所設置場所：

5 避難住民の受入・救援活動の支援

避難先は、 町 小学校及び 公民館とする。当該施設に対して、職員を派遣して、避難住民の登録や安否確認を行うとともに、食料、飲料水等の支給を行う。その際、県及び 町の支援を受ける。

比較的時間的な余裕がある場合の避難指示例

避難の指示

長野県知事

月 日 時現在

本県においては、日 時に国の対策本部長から警報の通知を受けるとともに、時に避難措置の指示があった。

要避難地域の住民は、次に掲げる避難の方法に従って、避難されたい。

本県における住民の避難は、次の方法により行うこと。

(1) 原村 地区の住民は、町 地区を避難先として、日 時を目途に住民の避難を開始すること(時間を目途に避難を完了)。

・輸送手段及び避難経路

国道 号によりバス(会社、 台確保の予定)

駅より 鉄道(行 両編成、 便予定)

時から 時まで、国道 号及び県道 号は交通規制（一般車両の通行禁止）
細部については、原村避難実施要領による。

A町職員の誘導に従って避難する。

(2) 原村 地区の住民は、 町 地区を避難先として、 日 時を目途に住民の避難を開始すること（ 時間を目途に避難を完了）。

・輸送手段及び避難経路

徒歩により、緊急に 地区に移動の後、指示を待つ。

・・・以下略・・・

(注) 避難の方法に大幅な変更が生じた場合には、この内容について修正を行い、改めて避難の指示を行う。

関係機関が講ずべき措置の概要は、避難措置の指示において明らかになることから、必要な範囲でその内容を記載。

避難の指示に大幅な変更を伴う場合は、例えば、次のような場合が考えられる。

- ・武力攻撃の現状及び予測が変わり、避難措置の指示の内容に大幅な変更があるような場合
- ・当初の避難の見込みから遅れる等、当初の指示の内容を変更することが適当と判断される場合

第3例 昼間の都市部における突発的な攻撃の場合の避難

避難実施要領

原 村 長
月 日 時現在

(1) 事態の状況

日 時 分に 地区で発生した攻撃は、武装工作員の抵抗等により、引き続き、 地域で戦闘が継続している状況にある（ 日 時現在）。

(2) 避難誘導の全般的方針

地区に所在する者に対しては、最終的に、当該地区から早急に避難できるよう、警報の内容や事態の状況等について、防災行政無線等により即座に伝達する。

武装工作員の行動に関する情報について正確な情報が入手できない場合で、外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと判断されるときは、屋内に一時的に避難させる。

武装工作員による攻撃が、当該地域において一時又は最終的に収束した場合には、県警察、自衛隊等と連絡調整の上、速やかに域外に避難させる。その際、国からの警報等以外にも、戦闘地域周辺で活動する現場の警察官及び自衛官からの情報をもとに、屋内退避又は移動による避難をさせることがある。

新たな爆発等の具体的な攻撃に関する情報が国から出された場合には、別途、その内容を伝達する。

- ()ゲリラ・特殊部隊等による攻撃に伴う避難は、攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における県警察、自衛隊等からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を攻撃の区域外に避難させる。
- ()戦闘が行われる地域に所在する住民については、事態の状況が沈静化するまで、一時的に屋内に避難させ、局地的な事態の沈静化の状況を踏まえて、順次避難させる。
- ()屋内避難は、NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき、敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移

動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるときに行う。

(3) 避難の方法（状況の変化とともに、逐次修正）

時現在
地区については、道路を避難経路として、健常者は徒歩により避難する。
自力歩行困難者は、・・・
地区については、事態が沈静化するまで、当面の間、屋内避難を継続する。

- () 避難の方法については、警報の内容等以外にも、現場で活動する県警察、自衛隊等の意見を聞いた上で決定することが必要である。
- () 現地調整所で、県警察、自衛隊等の情報を集約して、最新の事態に応じた避難方法を決定する。

(4) 死傷者への対応

住民に死亡・負傷者が発生した場合には、地点の救護所、病院に誘導し、又は搬送する。NBC攻撃による死傷の場合には、地点の救護所及び病院に誘導し、又は搬送する。この場合は、防護用の資機材を有する専門的な職員に、汚染地域からの誘導又は搬送を要請する。
また、県や医療機関によるDMATが編成される場合は、その連携を確保する。

- () DMAT (Disaster Medical Assistance Team:災害派遣医療チーム) は、医療機関との連携により、緊急医療活動を行う。

(5) 安全の確保

誘導を行う村の職員に対しては、二次被害を生じさせることがないように、現地対策本部等、県からの情報、村対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。
事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備を有する他機関に要請する。
誘導を行う村の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

弾道ミサイルによる攻撃の場合の避難指示例

避難の指示

弾道ミサイル攻撃による警報の発令及び避難措置の指示があったので、住民は、速やかに、屋内（特に建物の中心部）に避難すること。

その際、できるだけ、近隣の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街などに避難すること。

次の避難措置の指示が行われるまで、当該屋内に留まるとともに、テレビやラジオその他の手段により、情報の入手に努めること。

- (特に、着弾後において、避難措置の指示がある場合)

要避難地域に該当する原村地区の住民は、次に避難の指示の解除があるまで、屋内に留まること。

弾頭の種類は、剤と考えられることから、・・・

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合の避難指示例

避難の指示

本県においては、ゲリラによる急襲的な攻撃が・・・。

地区の住民については、外出による移動には危険を伴うことから、村長による誘導の連絡があるまで、屋内へ一時的に避難すること。

地区の住民については、市町村長による誘導に従い、××地区へ避難すること。

健全者は、徒歩や自転車等により自力で避難することとし、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者については、バス等により避難すること。

第4例 都市部における化学剤を用いた攻撃の場合

避難実施要領

原 村 長
月 日 時現在

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、地域における爆発について、化学剤（ 剤と推定される。）を用いた可能性が高いとして、警報を発令し、爆発地区周辺の原村 1丁目及び2丁目の地域及びその風下となる地域（ 1丁目～5丁目）を要避難地域として、屋内へ避難するよう避難措置の指示を行った・・・。
知事は、別添の避難の指示を行った（避難の指示を添付）。

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

原村は、要避難地域の住民約2000名について、特に、爆発が発生した地区周辺の地域については、直ちに現場から離れるとともに、周辺や風下先となる 1丁目～5丁目の住民は、屋内への避難を行うよう伝達する。

当該エリア内の住民に対しては、防災行政無線により避難の方法を呼びかけるとともに、NBC防護機器を有する消防機関に伝達をさせる。また、防護機器を有する県警察、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等による屋内への避難住民の誘導を要請する。

() 化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる性質がある。このため、外気からの密閉性の高い部屋や風上の高台に避難させることとなる。

(2) 村における体制、職員派遣

ア 村対策本部の設置

指定を受けて、村長を長とする村対策本部を設置する。

イ 村職員の現地派遣

村職員4名を、爆発が発生した地区周辺に派遣し、現地での調整に当たらせる。また、現地で活動する県警察、消防機関、自衛隊等と共に現地調整所を立ち上げ、情報共有及び連絡調整に当たらせる。

ウ 現地対策本部との調整

政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣して、活動調整や情報収集に当たらせる。

- () N B C 攻撃の場合には、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して、措置の実施に当たることから、政府の各機関との連絡を取り合って活動することが必要である。現地対策本部との緊密な連絡体制を確保することは職員の活動上の安全に寄与することとなる。

(3) 避難実施要領の住民への伝達

- ア 担当職員は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、防護機能を有する消防車両等あらゆる手段を活用する。
- イ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、要避難地域に所在する自治会長、自主防災組織のリーダー、当該区域を管轄する消防団長、警察署長等に F A X 等により、住民への電話等による伝達を依頼する。
- ウ 担当職員は、災害時要援護者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険関係者、障害者団体等への伝達を行う。
- エ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

- () 防護衣を着用せずに、移動して伝達することは危険を伴うことから、伝達は、防災行政無線や電話に限られる。

(4) 避難所の開設等

- ア 公民館を臨時避難所として開設し、関係機関及び要避難地域所在の住民に伝達する。また、県と調整して、当該避難所における、専門医や D M A T (災害派遣医療チーム) 等による医療救護活動の調整を行う。
- イ 村は、被災者の把握を行い、その状況に応じて、避難所における N B C への対応能力を有する医療班の派遣調整を行う。また、専門医や医薬品の確保のため、県、医療機関と調整を行う。
- ウ 避難所における重度の患者等を搬送するための輸送手段の調整を行うとともに、受入先となる医療機関について、県と調整し、災害医療機関ネットワークを活用して、専門医療機関における受入れの調整を行う。

- () 避難所における活動は、救援に関する県との役割分担を踏まえて行う。

(5) 誘導に際しての留意点や職員の心得

- ア 職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- イ 防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- ウ 誘導員は、迅速な情報提供を行うことにより混乱を防止するとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。

(6) 住民に周知する留意事項

- ア 住民に対しては、屋内では、窓を閉めて、目張りにより室内を密閉するとともに、できるだけ窓のない中央の部屋に移動するよう促す。また、2階建て以上の建物では、なるべく上の階に移動するよう促す。
- イ 外から屋内に戻った場合は、汚染された衣服等をビニール袋に入れ密閉するとともに、手、顔及び体を水と石けんでよく洗うよう促す。
- ウ 防災行政無線、テレビ・ラジオなどによる情報の入手に努めるよう促す。

- () N B C による汚染の状況が目に見えないような事象においては、一般の国民には危険が迫っていることが目に見えないことから、行政による速やかな情報提供を常に考える必要がある。

(7) 安全の確保

村の職員において、二次被害を生じさせることがないように、国の現地対策本部、現地調整所等からの情報を村対策本部に集約して、各職員に対して最新の汚染状況等の情報を提供する。

特に、化学剤の汚染がひどい場所においては、専門的な装備等を有する他の機関に被災者の搬送等を要請する。

3 各部の役割

別に示す。

4 連絡・調整先

ア 対策本部設置場所：村役場

イ 現地調整所設置場所：

航空攻撃の場合

弾道ミサイルと同様の対応

着上陸侵攻の場合

国の総合的な方針を踏まえて対応

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待った対応をすることが必要となる。

このため、県モデル計画における整理と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

(避難誘導における留意点)

1 各種の事態に即した対応

弾道ミサイル攻撃やゲリラ・特殊部隊による攻撃など攻撃類型により、また避難に時間的余裕があるか否か、昼間の都市部における避難であるか否か等により、実際の避難誘導の在り方は異なり、常にその事態に即した避難誘導の実現を図る姿勢が求められる。避難実施要領についても、事態の変化を踏まえ、逐次修正することが求められる場合もある。

弾道ミサイル攻撃においては、当初は迅速に屋内に避難することとなる。避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、実際に弾道ミサイルが発射されたときに個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知しておくことが主な内容となる。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、比較的時間的な余裕がある場合には、一時避難場所までの移動一時避難場所からのバス等による移動といった手順が一般には考えられるが、昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合には、当初の段階では個人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を行うこととなる。

都市部での突発的なテロなど時間的な余裕がないケースにおいては、特に初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ない。このため、平素から、住民が緊急時に如何に対応すべきかについて問題意識を持ってもらう努力が必要である。

行政当局の限られた資源を活用し、効率的に避難を行うためには、必要となる措置に優先順位をつけていかなければならないが、その際、住民への情報提供及び災害時要援護者の避難誘導について、特に重視しなければならない。

2 避難誘導に係る情報の共有化、一元化

避難住民の誘導に当たっては、対策本部長による避難措置の指示の内容、警報の内容（特に法第44条第2項第2号に掲げる「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」の設定の状況）、またそれを受けた知事による避難の指示を踏まえた対応が基本である。

他方、ゲリラや特殊部隊による攻撃などのように、現場において事態が刻々と変化するような状況においては、現地で活動する関係機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を考える必要がある。

避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴くこととしており、その際に、各機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を決めていくことが求められる。

村の対策本部は、村の区域における国民保護措置を総合的に推進する役割を担うが事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言等に基づいた確かな措置を実施できるよう、「現地調整所」を設けて、活動調整に当たることが必要である。

避難誘導の開始や終了時、問題が生じた時などは、現地調整所に必ず連絡し、「現地調整所」において現場の情報を一元化し、全体の状況を常に把握しておくことが期待される。また

現地調整所の職員は、村対策本部と常に連絡を取り合い連携の取れた対応を行う。

また、政府の現地対策本部が設けられた場合には、当該本部に村の職員を（連絡員）として派遣して、最新の情報を入手するとともに、避難実施要領の作成や修正作業に反映させることが必要となる。

3 住民に対する情報提供の在り方

国民保護法上、国民への適時適切な情報提供が定められているところであるが、避難誘導に当たっても、住民に可能な限り情報提供をしていく必要がある。

武力攻撃やテロについては、我が国においてはあまり意識されてこなかったため、自然災害以上に、希望的観測を抱き、災害の発生を軽視もしくは無視し、適切な行動を取らないということ（ノーマルシー・バイアス＝「正常化の偏見」）が起きやすく、また、逆に、小さな事象に対し過剰に反応したり（カタストロフィー・バイアス）流言や誤情報に基づいて思いこみで行動する可能性もある。そうした住民の心理状態も念頭に置き、住民に対して、必要な情報をタイムリーに提供することが必要である。

その際、事態の状況や住民の避難にかかわる情報のみならず、行政側の対応の状況についても、可能な限り提供すべきである。それは、住民にとっての安心材料にもなるものである（状況に変化がない場合においても、現状に関し情報提供を続けることは必要である。）

また、「正常化の偏見」を考慮すると、自然災害時以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く、必要な要員を確保するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うこと等により、残留者の説得を行わなければならない。

放送事業者の有する情報伝達の即時機能にかんがみ、重要な情報は、速やかに放送事業者に提供することが必要となる。

災害時要援護者や外国人など、情報が届きにくい住民については、民生委員、ボランティア団体等を通じた情報提供も行うことが必要となるが、そのためには、平素より、十分な連携を図っておくことが求められる。

NBC攻撃のように、NBCによる汚染の状況が目に見えないような事象においては一般の国民には危険が迫っていることが目に見えないことから、特に行政による速やかな情報提供に心がけなければならない。

4 高齢者、障害者等への配慮

避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の災害時要援護者への配慮が重要であり、避難誘導に当たり常にこのことを意識する必要がある。また、時間的余裕がなく、屋内に留まる方が安全と考えられる場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として考えることが必要である。

具体的には、以下の災害時要援護者支援措置を講じていくことが適当と考える。

総務課及び福祉課を中心とした横断的な組織としての「災害時要援護者支援班」の設置
消防団や自主防災組織等による情報が伝達されているか否かの確認

社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と連携した情報提供と支援の実施

一人ひとりの災害時要援護者のための「避難支援プラン」の策定（地域の災害時要援護者

マップを作成する等) 等

また、老人福祉施設等の施設の管理者において車いすや担架による移動補助、車両による搬送等の措置が適切に講じられるよう、収容者数を踏まえた運送手段の確保の方策について検討しておくことが必要である。

なお、「避難支援プラン」を策定するためには、災害時要援護者情報の把握・共有が不可欠となるが、次の方法がある。

同意方式	住民一人ひとりと接する機会をとらえて要援護者を把握し、要援護者本人に直接働きかけ、避難支援プランを策定する方式。必要な支援等をきめ細かく把握することができる。	対象者が過多となる場合は、業務量も踏まえつつ、対象者の特定についての検討が必要となる。
手上げ方式	(制度を周知した上で、)自ら希望した者についての避難支援プランを策定する方式。必要な支援等をきめ細かく把握することができる。	登録を希望しない者への対策が必要。共有情報による要援護者の特定をせずに取り組みと、災害時要支援者となり得る者の全体像が把握できない。
共有情報方式	村が、個人情報保護条例中の個人情報の目的外利用・提供に関する規定に基づいて、審査会等の手続を経たうえで、福祉関係部局と防災関係部局とで情報共有し、分析の上、要援護者を特定する方式。	情報共有の結果特定される要援護者が必要とする支援等をきめ細かく把握するため、最終的には本人からの確認・同意が必要。関係情報を自主防災組織等に提供する場合等にも本人の同意が必要。

「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」(平成17年3月)より

5 安全かつ一定程度規律を保った避難誘導の実現

避難は、現時点において安全でも、事態の変化の可能性があることから、変化した場合においても住民の安全を確保するために行うものであり、避難過程の安全確保は、避難に当たっての前提である。

したがって、避難誘導の開始時において、県警察等との活動調整を行い、避難経路の要所において、職員を配置して各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板などを配置して、誘導の円滑化を図るべきである。また、一時避難所からバス等で移動する場合においては、当該一時避難所において職員を住民の搭乗等の調整に当たらせることが必要である。

また、避難誘導の実施に当たり、避難住民が興味本位で、危険な地域に向かったり、避難から脱落することがないように、注意する必要がある。

避難誘導の実施に当たり、少しでも連帯感を持って避難誘導を行うことが必要となるが、地域社会における連帯感が希薄な場合においても、現場における個々の誘導員がリーダーシップを発揮することで、一定程度規律を保った避難を行うことが可能となる。

このため、避難誘導の先導に立つ要員については、次の点に留意して活動させる必要がある。

住民は、恐怖心や不安感の中で誘導を行うことになるから、誘導に当たる者は、より一層、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。

誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にして、その活動に

理解を求めること（自主防災組織等には特殊標章の交付も）

誘導員は、パニックの予兆を察知したら、それに先立ち迅速な情報提供と冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。

近隣の住民に声を掛け合い、相互に助け合って避難を行うよう促すこと。

6 学校や事業所における対応

学校や大規模な事業所においては、時間的な余裕がある場合を除き、集団でまとまって行動することを前提として、誘導の方法を考えるべきである。

例えば、学校については、時間的に余裕がある場合には、保護者に連絡して、児童生徒と保護者が一緒に行動するが、保護者が職場にいる場合や時間的余裕がない場合には、学校の管理の下で、担任が児童生徒等と行動を共にして避難を行うことを基本とする（登下校中や課外活動中に、学校に戻ったり、所在する児童生徒等についても同様である。）

こうした取組みを円滑に進めるためにも、平素より、学校や大規模な事業所と連携を図るとともに、訓練等により浸透を図る必要がある。

7 民間企業による協力の確保

災害時の民間企業の役割として、「企業内の防災」のみならず、「地域の防災力」を確保する上での役割が重要になっている。企業の持つ物理的スペースが、住民避難に役立つのみならず近隣地域への情報提供等についても、重要な役割を果たしうる。

例えば、昼間都市部において、武力攻撃やテロが発生した場合においても、企業単位で地域の避難誘導を主体的に実施したり、電光掲示板等によるタイムリーな情報の提供（例えば、平時は企業情報を提供し、事態発生時には、警報等の安全情報を提供）は、大きな効果を生む。

（参考例：大手町、丸の内、有楽町地区では、地区全体の課題に対処するため、企業同士で「隣組」を構築し、その防災力を共同で開発する取組みが高く評価されている。平成17年4月の尼崎市列車事故では、周辺の事業所が被災者の救出・救助・搬送に重要な役割を果たした。）

このため、各地域において、こうした取組みを行う民間企業をPRすることなどより、地域において、民間企業が住民避難等を支援する体制づくりを進めるべきである。

8 住民の「自助」努力による取組みの促進

災害時では、「自助7割、共助2割、公助1割」であると、一般に指摘されており、特に初動の対応は、阪神・淡路大地震の際の教訓に照らしても、個々人の自助能力が鍵であるとされている。つまり、テロ生起現場は、多数の住民が生活している場でもあり、住民自らが身を守る必要があるということである。

事案の発生直後は、危険を回避し被害を軽減するため非常に重要な時間であるが、その時点での行政側の対応には一定の限界があり、国民一人ひとりが危険回避のために問題意識を持って対応できるよう、平素からの啓発を強化する必要がある。

村においても、武力攻撃事態あるいは大規模なテロに際し、住民自ら行うべきことについて、研修会や訓練を通じて、平素から周知するよう努力することが期待されている。そうした

取組みは、緊急時に一定の方向に人々の行動を収斂させるという効果も有しており、安全かつ円滑な避難実施の点からも有効である。

攻撃発生当初の段階では、個々人の判断により、現場における次の行動を考える。

- ・爆発音を聞いた直後は、とっさに低い姿勢になり、身の安全を守るとともに、周囲の状況を確認する。
- ・速やかに爆発が起こった建物などからできる限り離れる。
- ・近隣の堅牢な建物など屋内に避難する。また、移動に際しては、現場に消防職員又は警察官がいる場合には、その指示に従って、落ち着いて行動する。
- ・異変の起こった地域には、むやみに近寄らない。

「武力攻撃やテロなどから身を守るために」(内閣官房)参考

〔様式〕

安否情報関係様式

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

氏名	
フリガナ	
出生の年月日	年 月 日
男女の別	男 女
住所（郵便番号を含む。）	
国籍	日本 その他（ ）
その他個人を識別するための情報	
負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
負傷又は疾病の状況	
現在の居所	
連絡先その他必要情報	
親族・同居者からの照会があれば、～を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、で困んで下さい。	回答を希望しない
知人からの照会があれば～を回答する予定ですが、回答を希望しない場合はで困んで下さい。	回答を希望しない
～を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうかで困んで下さい。	同意する 同意しない
備考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記～の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

氏名	
フリガナ	
出生の年月日	年 月 日
男女の別	男 女
住所（郵便番号を含む。）	
国籍	日本 その他（ ）
その他個人を識別するための情報	
死亡の日時、場所及び状況	
遺体が安置されている場所	
連絡先その他必要情報	
～ を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
備考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

(注5) の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

安 否 情 報 照 会 書

年 月 日		
総務大臣 （都道府県知事） 殿 （市町村長）		
申 請 者 住所（居所） _____ 氏 名 _____		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 （ を付けて下さい。 の場合、理由を記入願います。）	被照会者の親族又は同居者であるため。 被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。 その他 （ ）	
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	日本 其他（ ）
	その他個人を識別するための情報	
申 請 者 の 確 認		
備 考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
- 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
- 4 印の欄には記入しないで下さい。

被災情報の報告様式

年 月 日に発生した による被害（第 報）

平成 年 月 日 時 分
市（町村）

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 平成 年 月 日

(2) 発生場所 市 町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

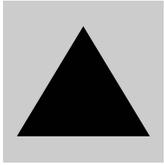
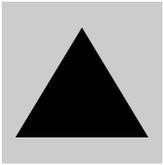
市町村名	人 的 被 害				住 家 被 害		その他
	死 者	行 方 不 明 者	負 傷 者		全 壊	半 壊	
			重 傷	軽 傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概 況

身分証明書のひな型

表面

<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: center;"> <p>(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)</p> <p>身分証明書 IDENTITY CARD</p> </div> <div style="text-align: center;">  </div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">国民保護措置に係る職務等を行う者用 _____for civil defence personnel</p> <p>氏名/Name _____</p> <p>生年月日/Date of birth _____</p> <p style="font-size: small;">この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts(Protocol I) in his capacity as</p> <hr/> <p>交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____ 許可権者の署名/Signature of issuing authority _____</p> <p>有効期間の満了日/Date of expiry _____</p>

裏面

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:		
血液型/Blood type _____		

所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(日本工業規格A7(横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

〔 そ の 他 〕

生活関連等施設の種類

国民保護法 施行令	各号	施設の種類	対象施設の根拠法
第27条	1号	発電所、変電所	電気事業法
	2号	ガス工作物	ガス事業法
	3号	取水施設貯水施設浄水施設配水池	水道法
	4号	鉄道施設、軌道施設	鉄道事業法
	5号	電気通信事業用交換設備	電気通信事業法
	6号	放送用無線設備	放送法
	7号	水域施設、係留施設	港湾法
	8号	滑走路等旅客ターミナル施設航空保安施設	空港整備法
	9号	ダム	河川管理施設等構造令
第28条	1号	危険物	消防法
	2号	毒劇物	毒物及び劇物取締法
	3号	火薬類	火薬類取締法
	4号	高压ガス	高压ガス保安法
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力基本法
	6号	核原料物質	原子力基本法
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律
	8号	毒劇薬	薬事法
	9号	電気工作物内の高压ガス	電気事業法
	10号	生物剤、毒素	細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律
	11号	毒性物質	化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律

火災・災害等即報要領

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第22条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第22条

消防庁長官は、都道府県及び市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（昭和57年12月28日付消防救第53号）」の定めるところによる。

3 報告手続

（1）「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（（1）において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合をいう。（1）及び（5）において同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

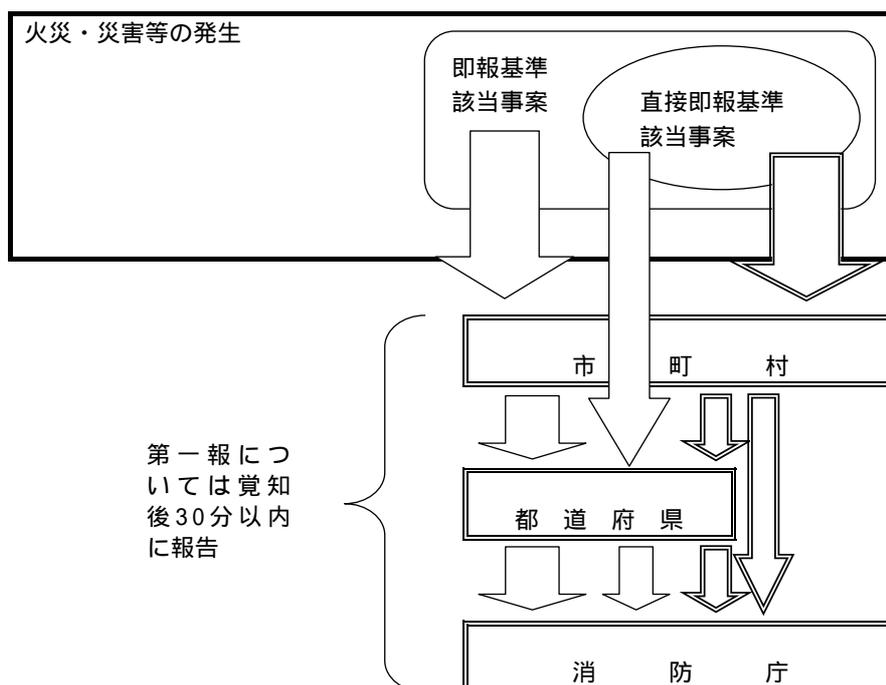
（2）「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合には、当該災害が発生した地域の属する市町村は、災害に関する即報を都道府県に報告するものとする。

（3）「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報を消防庁に報告を行うものとする。

（4）「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うものとする。

（5）市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告するものとする。都道府県は、市町村からの報告を

入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入力したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。



4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。また、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、様式によることができない場合には、この限りではない。また、電話による報告も認められるものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故(火災の発生を伴うものを含む。)を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災(爆発を除く。)については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告すること。

イ 救急・救助事故等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急処理事態を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故については省略することができる。

ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ救急・救助事故即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を利用して画像情報を送信することができる地方公共団体(応

援団体を含む。)は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星車載局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い火災・災害等

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 「第2 即報基準」及び「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。

(2) 市町村又は都道府県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

(3) 各都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等と密接な連絡を保つものとする。

(4) 市町村が都道府県に報告できない場合にあっては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告するものとする。

(5) (1)から(4)までにかかわらず、地震等により、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を市町村は直ちに消防庁及び都道府県に対し報告するものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故(該当するおそれがある場合を含む。)について報告すること。

1) 死者3人以上生じたもの

2) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの(該当するおそれがある場合を含む。)について報告すること。

ア 火災

ア) 建物火災

1) 特定防火対象物で死者の発生した火災

2) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したものの

3) 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反對象物の火災

4) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災

5) 損害額1億円以上と推定される火災

イ) 林野火災

- 1) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- 2) 空中消火を要請したもの
- 3) 住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

ウ) 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

- 1) 航空機火災
- 2) タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災
- 3) トンネル内車両火災
- 4) 列車火災

エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

(例示)

・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

- 1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

- 2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
- 3) 特定事業所内の火災((1)以外のもの。)

ウ) 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等(以下「危険物等」という。)を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの(イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

- 1) 死者(交通事故によるものを除く。)又は行方不明者が発生したもの
- 2) 負傷者が5名以上発生したもの
- 3) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたものの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたものの
- 4) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- 5) 海上、河川への危険物等流出事故
- 6) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

エ) 原子力災害

- 1) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
- 2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- 3) 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

1) 死者5人以上の救急事故

2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故

3) 要救助者が5人以上の救助事故

4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故

5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故

(例示)

・列車の衝突、転覆等による救急・救助事故

・バスの転落による救急・救助事故

・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

3 武力攻撃災害即報

次の災害等（該当するおそれがある場合を含む。）についても、上記2と同様式を用いて報告すること。

1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

2) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急処理事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

(1) 一般基準

1) 災害救助法の適用基準に合致するもの

2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの

3) 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

(2) 個別基準

ア 地震

地震が発生し、当該都道府県又は市町村の区域内で震度4以上を記録したもの

イ 津波

津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- 1) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

- 1) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

- 1) 臨時火山情報が発表され、登山規制又は通行規制等を行ったもの
- 2) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じ又は生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

1 火災等即報

ア 交通機関の火災

第2の1の(2)のアのウ)に同じ。

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイ1)、2)に同じ。

ウ 危険物等に係る事故（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

- 1) 第2の1の(2)のウ1)、2)に同じ
- 2) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
- 3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
- 4) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
- 5) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

エ 原子力災害

第2の1の(2)のエに同じ。

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- 1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- 2) バスの転落等による救急・救助事故
- 3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- 4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害即報

第2の3の1)、2)に同じ。

4 災害即報

地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの(被害の有無を問わない。)

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領(「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」)の定めるところによる。

火災等即報

1 第1号様式(火災)

(1) 火災種別

火災の種別は、「建物火災」、「林野火災」、「車両火災」、「船舶火災」、「航空機火災」及び「その他の火災」とし、欄中、該当するものの記号を で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動の状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること(消防機関等による応援活動の状況を含む。)

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

1) 死者3人以上生じた火災

ア 死者を生じた建物等(建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。)の概要

ア) 建物等の用途、構造及び環境

イ) 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに
予防査察の経過

イ 火災の状況

ア) 発見及び通報の状況

イ) 避難の状況

2) 建物火災で個別基準の5)又は6)に該当する火災

ア) 発見及び通報の状況

イ) 延焼拡大の理由

ア 消防事情 イ 都市構成 ウ 気象条件 エ その他

ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

エ) リ災者の避難保護の状況

オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況(他の地方公共団体の応援活動を含む。)

3) 林野火災

ア) 火災概況(火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等)

必要に応じて図面を添付する。

イ) 林野の植生

ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

エ) 空中消火の実施状況(出動要請日時、消火活動日時、機種(所属)、機数等)

4) 交通機関の火災

ア) 車両、船舶、航空機等の概要

イ) 焼損状況、焼損程度

2 第2号様式(特定の事故)

(1) 事故名(表頭)及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「 (株) 工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号。以下この項で「法」という。)第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法(昭和23年法律第186号)で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を で囲むこと。

(7) 施設の概要

「 と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る 製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分(製造所等の別)についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

・自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害の場合

ア 原子力災害が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

救急・救助事故等即報

3 第3号様式(救急・救助事故等)

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「負傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数(見込)

救助する必要がある者(行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。)で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動の状況

出動した救急隊、救助隊等(応援出動したものを含む。)について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・避難の勧告・指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

災害即報

4 第4号様式

1) 第4号様式—その1(災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合(例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合)には、本様式を用いること。

(1) 災害の概況

ア 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。

イ 災害種別概況

(ア) 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

(イ) 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況

(ウ) 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

(エ) 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥石流、火山弾、火山灰等の概況

(オ) その他これらに類する災害の概況

(2) 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。

その際特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。

(3) 応急対策の状況

当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合にはその設置及び解散の日時を記入するとともに、市町村(消防機関を含む。)及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

(例)

- ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・避難の勧告・指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

2) 第4号様式—その2(被害状況即報)

(1) 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

(2) 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(3) 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

(4) 備考欄

備考欄には次の事項を記入すること。

ア 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

イ 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

ウ 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

エ 応急対策の状況

市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

（例）

- ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・ 避難の勧告・指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ 災害ボランティアの活動状況

第1号様式（火災）

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

爆発を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他						
出火場所							
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時		(月 日 時 分) 月 日 時 分		
火元の業態・用途				事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所				出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢)		人		死者の生じた理由		
	負傷者	重症 中等症 軽症	人 人 人				
建物の概要	構造階層			建築面積 延べ面積			
焼損程度	焼損棟数	全焼 半焼 部分焼 ぼや	棟 棟 棟 棟	} 計 棟	焼損面積	建物焼損床面積 建物焼損表面積 林野焼損面積	m ² m ² a
り災世帯数					気象状況		
消防活動状況	消防本部(署)		台		人		
	消防団		台		人		
	その他				人		
救急・救助活動状況							
災害対策本部等の設置状況							
その他参考事項							

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式（特定の事故）

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()			
発生場所				
事業所名	特別防災区域	(レイアウト第一種、第一種、第二種、その他)		
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分	
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分	
消防覚知方法	気象状況			
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()	物質名		
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他()			
施設の概要	危険物施設の区分			
事故の概要				
死傷者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等 人(人)	
			重症 人(人) 中等症 人(人) 軽症 人(人)	
消防防災活動 状況及び救急・救助活動 状況	出場機関		出場人員	出場資機材
	事業所	自衛防災組織		人
		共同防災組織		人
		その他		人
	消防本部(署)		台	
	消防団		台	
	海上保安庁		人	
	自衛隊		人	
その他		人		
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式（救急・救助事故等）

第 報

消防庁受信者氏名 _____

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急処理事態		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法	
事故等の概要			
死傷者等	死者(性別・年齢)	負傷者等	人(人)
	計 人	{重症 人(人) 中等症 人(人) 軽症 人(人)	
不明 人			
救助活動の要否			
要救護者数(見込)		救助人員	
消防・救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者等欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式(その1)

(災害概況即報)

消防庁受信者氏名 _____

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所					発生日時	年 月 日 時 分			
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)				(市町村)			

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式(その2)

(被害状況即報)

都道府県			区分被害			区分被害			都道府県	市町村	
災害名 報告番号	災害名 第 報 (月 日 時現在)		田	流失・埋没	ha	公立文教施設	千円	災等 害の 対設 策置 本状 部況			計
	報告者名	区 分 被 害		冠水	ha	農林水産業施設	千円				
人的被害			死者	人	畑	流失・埋没	ha	公共土木施設	千円	災害 用市 町 村 法 名	計
	行方不明者	人				冠水	ha	その他の公共施設	千円		
住家被害	全壊	棟	世帯	文教施設	箇所	小計	千円	消防職員出動延人数	人	消防団員出動延人数	人
住家被害	半壊	棟	世帯	道路	箇所	農業被害	千円	消防職員出動延人数	人	消防団員出動延人数	人
住家被害	一部破損	棟	世帯	河川	箇所	畜産被害	千円	消防職員出動延人数	人	消防団員出動延人数	人
住家被害	床上浸水	棟	世帯	砂防	箇所	商工被害	千円	消防職員出動延人数	人	消防団員出動延人数	人
非住家	公共建物	棟	世帯	崖くずれ	箇所	その他	千円	消防職員出動延人数	人	消防団員出動延人数	人
<p>被災額は省略することができるものとする。</p>											

国民保護計画用語集

あ

安全保障会議（安全保障会議設置法第1条）

国防に関する重要事項及び重大緊急事態への対処に関する重要事項を審議する機関で内閣に設置される会議をいう。

安否情報（国民保護法第94条第1項）

避難住民及び武力攻撃災害により死傷した住民の安否に関する情報をいう。

e-ラーニング

パソコンやインターネットなどを利用した教育方法をいい、消防団員や自主防災組織のリーダーに対する研修方法のひとつである。

受入地域（国民保護法第58条第3項）

都道府県の区域を越える避難において、受入側の知事が決定する、避難住民を受け入れるべき地域をいう。

NBC攻撃

「Nuclear」（核）、「Biological」（生物）、「Chemical」（化学）を用いた兵器による攻撃の総称をいう。

核兵器とは、核分裂による熱核反応・核融合反応などによる熱や光・放射線及び爆風などによる破壊や人畜に致死又は悪影響を与える兵器の総称で放射能兵器を含めることもある。

例 核爆弾、大陸間弾道弾（ICBM）、潜水艦発射弾道弾（SLBM）等

生物兵器とは、細菌・ウイルス・菌、又はそれらが生成する毒素を利用し人畜に致死性あるいは悪影響を与えることを目的とした兵器の総称である。

例 天然痘ウイルス、炭疽菌、ボツリヌス菌毒素等

化学兵器とは、人工的に生成された化学物質（ガスに限定されない。）により人間を致死させる兵器の総称で、毒ガス兵器もこれに含まれる。

大きく分類して神経剤系・びらん系・血液剤系・窒息剤系に大別できる。

例 神経剤系 サリン、タブリン、ソマン、VX等

びらん系 マスタード・ガス、ルイサイト等

血液剤系 シアン系（青酸）等

窒息剤系 ホスゲン・ガス等

応急公用負担（国民保護法第113条）

行政機関が、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときに、第三者に対し、正当な補

償のもとに人的又は物的な負担を求めること。国民保護法では、物的負担を求めることができる旨の規定がある。

応急措置（国民保護法第112条～第114条）

退避の指示、警戒区域の設定、応急公用負担等をいう。

応急の復旧（国民保護法第139条）

武力攻撃災害によって被害が生じた施設及び設備について、復旧には至らないものの、その機能を暫定的に回復するため必要な修繕等の措置を講ずることをいう。

か

救 援（国民保護法第75条）

避難住民や武力攻撃災害による被災者に対する収容施設の供与、食品等の給与、医療の提供などの措置をいう。

緊急交通路（国民保護法第155条第1項）

避難住民の運送、緊急物資の運送などの実施に必要があるため、県公安委員会が一般車両の通行を禁止又は制限している道路をいう。

緊急対処事態（事態対処法第25条第1項）

武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国民の生命、身体及び財産を保護するため、国家として緊急に対処することが必要な事態をいう。

緊急対処事態対処方針（事態対処法第25条第1項）

緊急対処事態に至ったときに政府が定める対処方針をいう。

緊急対処保護措置（国民保護法第172条第1項、事態対処法第25条第3項第2号）

緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する緊急対処事態における攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、又は攻撃が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするための措置をいう。

緊急通行車両（国民保護法第155条第1項）

緊急自動車その他の車両で国民保護措置の的確かつ迅速な実施のため、その通行を確保することが特に必要なものをいう。

緊急通報（国民保護法第99条）

武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による

住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するために知事が発令する武力攻撃災害の現状及び予測等に関する情報をいう。

警戒区域（国民保護法第114条第1項、第2項）

市町村長又は知事が設定する、関係者以外の立入り制限・禁止・退去命令を行うことができる区域をいう。

警報（国民保護法第44条）

武力攻撃から国民の生命、身体又は財産を保護するため、基本指針及び対処基本方針の定めるところにより国の対策本部長が発する情報をいう。

現地調整所（国民保護法第44条）

武力攻撃による災害が発生した場合に、現場に到着した関係機関（市町村、県、消防機関、警察、自衛隊、医療機関等）の活動が円滑に実施できるよう、情報の共有や活動の調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものをいう。

国民の保護のための措置（国民保護法第2条第3項、事態対処法第22条第1号）

武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合においてその影響が最小となるようにするための措置のことをいう。例えば、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処に関する措置等のことである。

国民保護協議会（国民保護法第39条）

都道府県又は市町村における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するとともに、国民保護計画を作成するための諮問機関となるものをいう。

国民保護協議会委員（国民保護法第40条）

都道府県又は市町村の設置する国民保護協議会の委員として、知事又は市町村長から任命された者をいう。

市町村国民保護協議会の委員は、指定地方行政機関の職員、自衛隊に所属する者、都道府県の職員、副市町村長、教育長、消防長その他の市町村職員、指定公共機関又は指定地方公共機関の役職員、知識又は経験を有する者のうちから市町村長が任命することとされている。

国民保護業務計画（国民保護法第36条）

指定公共機関及び指定地方公共機関が国民の保護に関する基本指針に、指定地方公共機関が都道府県の国民保護計画にそれぞれ基づいて作成する計画。自らが実施する国民の保護のための措置の内容と実施方法、国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項、関係機関との連携に関する事項などについて定める。業務計画を作成したときは、指定公共機関は内閣総理大臣に、指定地方公共機関は都道府県知事にそれぞれ報告することになっている。

国民保護計画（国民保護法第35条）

政府が定める国民の保護に関する基本指針に基づいて、地方公共団体及び指定行政機関が作成する

計画。国民の保護のための措置を行う実施体制、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定める。地方公共団体の計画の作成や変更に当たっては、関係機関の代表者等で構成される国民保護協議会に諮問するとともに、都道府県と指定行政機関は内閣総理大臣に、市町村は都道府県知事にそれぞれ協議することになっている。

国民保護等派遣（自衛隊法第77条の4）

防衛大臣が、知事から国民保護法第15条第1項（緊急対処事態における準用を含む。）の要請を受けた場合や、武力攻撃事態等対策本部長（内閣総理大臣）から同条第2項の求めがあった場合に実施する、国民保護措置等のための自衛隊の派遣をいう。

さ

指定行政機関（事態対処法第2条第4号）

政令並びに内閣総理大臣公示で指定された国の機関で、次に掲げるものをいう。

内閣府、国家公安委員会、警察庁、防衛省、防衛施設庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力安全・保安院、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省の28機関

指定公共機関（事態対処法第2条第6号）

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、運送、通信その他の公共的事業を営む法人で、政令並びに内閣総理大臣公示で指定されているもの。

平成17年6月21日現在、160機関が指定されている。

指定地方行政機関（事態対処法第2条第5号）

政令並びに内閣総理大臣公示で指定された国の地方機関で、次に掲げるものをいう。

沖縄総合事務局、管区警察局、防衛施設局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、税関、沖縄地区税関、原子力事務所、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理庁、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部の25地方機関

指定地方公共機関（国民保護法第2条第2項）

都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。

生活関連等施設（国民保護法第102条）

発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺

地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設をいう。

た

対処基本方針（事態対処法第9条）

武力攻撃事態等に至ったときに政府がその対処に関して定める基本的な方針のことをいう。

対処措置（事態対処法第2条第7号）

対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する措置のことで、武力攻撃を排除するために必要な自衛隊が実施する侵害排除活動及び国民の保護のための措置などがある。

ダーティボム

核兵器又は放射能兵器の一種で、放射性物質（主としてプルトニウムなど）を爆発により広範囲に拡散させ、人畜に致死又は悪影響を与えることを目的とする兵器をいう。

弾道ミサイル

ロケット推進により発射された後、放物線の軌道（弾道軌道）で飛ぶ対地ミサイルのことをいう。

治安出動（自衛隊法第78条）

一般の警察力では治安を維持することができない場合に、内閣総理大臣が命じる自衛隊の出動をいう。

特定物資（国民保護法第81条第1項）

救援の実施に必要な物資（医薬品、食品、寝具その他政令で定めるもの）であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うものをいう。

トリアージ

一度に多数の傷病者が発生した場合に、限られた資源のもとで最大効果を得るため、傷病者の緊急度や重症度によって治療の優先度をつけることをいう。

は

非常通信協議会（電波法第74条の2）

人命救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な非常通信の円滑な運用を図るために、国、地方公共団体、電気通信事業者等の防災関係機関で構成されている連絡会をいう。

避難先地域（国民保護法第52条第2項第2号）

国の対策本部長が示す住民の避難先となる地域をいう。（住民の避難の経路となる地域を含む。）

避難施設（国民保護法第148条）

知事が指定する、住民を避難させ又は避難住民等の救援を行うための施設をいう。

避難実施要領（国民保護法第61条）

避難の指示があったときに、市町村長がその国民保護計画で定めるところにより作成する避難に関する方法等、避難の実施に関し必要な事項を定めたものをいう。

武力攻撃（事態対処法第2条第1号）

我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。

武力攻撃災害（国民保護法第2条第4項）

武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。

武力攻撃災害への対処に関する措置（国民保護法第97条第1項）

武力攻撃災害の防除、軽減、その他被害が最小となるようにするために実施する措置をいう。

武力攻撃事態（事態対処法第2条第2号）

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。

武力攻撃予測事態（事態対処法第2条第3号）

武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。なお、武力攻撃事態対処法において、武力攻撃事態と武力攻撃予測事態を併わせて「武力攻撃事態等」と定義している。

防衛出動（自衛隊法第76条）

武力攻撃事態において我が国を防衛するために必要がある場合に内閣総理大臣が命じる自衛隊の出動をいう。

や

要避難地域（国民保護法第52条第2項第1号）

国の対策本部長が示す住民の避難が必要な地域をいう。

原村国民保護計画

平成 19年 4月 1日発行

編集・発行 原 村

印刷 (株)ぎょうせい
